



Title	イギリスにおける妻の財産法上の地位(三・完)
Author(s)	浅見, 公子; ASAMI, Kimiko
Description	論説
Citation	北大法学論集, 13(1), 104-179
Issue Date	1962-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27807
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(1)_P104-179.pdf



イギリスにおける妻の財産法上の地位 (三・完)

浅 見 公 子

目 次

- 序
- 第一章 既婚婦人財産法成立前における妻の財産法上の地位
 - 第一節 コモン・ロー
 - 第二節 エクイティ
- 第二章 既婚婦人財産法の成立
 - 第一節 成立の背景
 - 第二節 一八七〇年既婚婦人財産法及びその改正法
 - 第三節 一八八二年既婚婦人財産法(以上一二卷三号)
 - 第四節 一八八二年既婚婦人財産法運用上の問題点
 - 第五節 一九三五年法律改革(既婚婦人及び不法行為者)法
- 第三章 既婚婦人財産法成立後の諸問題
 - 第一節 夫婦間の不法行為
 - 第二節 夫婦間の不法行為と第三者との関係(以上一二卷四号)
 - 第三節 夫婦の財産の帰属関係

第四節 夫婦の財産の管理

第五節 夫婦の財産と第三者との関係

第六節 婚姻と離婚に関する王室委員会の提案

第四章 社会保障法と家族の財産関係

結 び

資 料 (制定法訳)

- 一八七〇年既婚婦人財産法
- 一八七四年既婚婦人財産法(一八七〇年)改正法
- 一八八二年既婚婦人財産法
- 一八八四年既婚婦人財産法
- 一八九三年既婚婦人財産法
- 一九〇七年既婚婦人財産法
- 一九三五年法律改革(既婚婦人及び不法行為者)法
- 一九五八年婚姻事件(財産及び扶養)法

第三節 夫婦の財産の帰属関係

前二節では、不法行為と夫婦との関係を取り扱ったが、そこで明らかにされたことは、次のようなことであった。すなわち、制定法の中に、一方では、まだ、形の上で夫と妻とを等しく取り扱っていない規定があり、他方、夫と妻を共同的なものとして取り扱っている規定もあるために、夫や第三者が、意外な影響を被る場合がある、ということである。もつとも、なぜ、意外な影響を被らねばならないのか、また、それが、不利益なものとして受けとられているのは、なぜか、という点については、詳しく言及されていない。

説論

本節以下においては、制定法が、夫と妻を平等なものとして取り扱い、厳格に別産制の原則を確立しているため、逆に、現実に適合しない面を露呈し、裁判所が、一八八二年既婚婦人財産法の第一七条を適用しながら、別産制の原則を緩和して行った過程を見ることにする。これは、第二節で述べたところとは、反対の動きであるとも見られるが、一八八二年既婚婦人財産法がめざした、夫と妻の法律上の平等という原則が現実に適用された結果は、いかなるものであったかということを明らかにしているし、なお、前二節で提起された問題に対する、別の面からの解決の糸口も提供している点、きわめて注目すべきものだからである。

既に、第二章の第三節および第五節で述べたように、イギリスで確立されている別産制の下では、わが国のように、とくに共同財産と推定するという規定も存在しないのだから、制定法上、存在しうるのは、夫の財産と妻の財産であつて、それ以外のものは、存在しない。したがつて、婚姻が解消されても、原則として、このような財産関係は、何らの変更をも被らずに、そのまま、とどまるはずである。

しかし、現実の夫婦生活を考へてみるなら、どれが夫の財産で、どれが妻の財産であるなどということ、いちいち意識しながら、夫婦は生活を営んでいるわけではないであろう。したがつて、夫婦生活が破綻にひんしたとき、急に別産制の原則を持ち出すことは、少なくとも、かなり多数の夫婦にとっては、その財産関係を規制するやり方として、適切ではないであろうということは、容易に推測できる。

イギリスにおいて、一九三五年の法律改革により、一応、一段落をつげたかにみえた夫婦の財産関係に関する法は、事実、再び、裁判所において、難問に出合わなければならなかつた。そして、この場合、新たに生じた夫婦の財産関係に関する紛争は、前述したとおり、かの一八八二年既婚婦人財産法の第一七条の規定の運用を中心にして、解決さ

れてきた。⁽¹⁾ 本節では、まず、夫婦の財産の帰属と題して財産の権原 (title) の問題について述べるが、その前に、今一度、第一七条の条文を引用しておこう。それは、次のように、規定する。

「財産の権限または占有に関して、夫婦の間に、いかなる争いのある場合にも、当事者のうちの一方、または、その帳簿に一方の当事者のすべての資本、基金または株式が記載されているすべての前述されたような銀行、法人、会社、公共体または団体は、略式方法における召喚状またはその他の方法により、そのような財産が、イングランドにあるか、アイルランドにあるかにしたがって、イングランドまたはアイルランドの高等法院の判事に、あるいは (係争財産の価額に関係なく、申請人の選択において)、イングランドにおいては、いずれか一方の当事者の居住する地域の県裁判所の判事に、申請することができる。そして、高等法院または県裁判所の判事、あるいはアイルランドの判事は、(事件により)、係争財産に関し、および、申請の費用とそれから生じた結果に関し、彼が適当だと思料するような命令を与えることができ、または、そのような申請をいつまでも延期するように指示し、そして、争いにならないうるいかなる調査も、彼が適当だと思料する方法でなされるべきことを指示することができる。」

要するに、夫婦の間で、財産の権原または占有に関して、何か争いがある場合に、当事者の一方は、裁判所の判事に申請することができ、判事は、彼が適当だと考えるような命令を与えることができるというのが、この条文の骨子である。

(1) 第一七条に関する争いを整理したものととして、J. H. Hames, Applications under s. 17 of the Married Women's Property Act, 1882 (1959), が便利である。

なお、本節以下で説かれている問題は、拙稿「イギリス夫婦財産法の諸問題——戦後の判例の発展」北法・第一〇巻合併号・一六一で取り上げられている判例を基礎にしている。個々の判例の事実ならびに判旨の詳細については、この資料を参照していただければ、さいわいである。

説

ところで、まずここで問題になったのは、この第一七条を規定したとき、「国会は、裁判所を指導するためのいかなる原則をも規定せず、裁判所がそれら自身の原則をつくり出すままにしておいた」⁽¹⁾ために、この第一七条の運用について、疑問がないわけではない、ということであった。

論

夫婦の間で、財産の権原について争いが生じたとき、その権原が、夫と妻のいずれに属するかということが、至極明瞭な場合であるとか、あるいは、ある一定の割合で帰属させるという趣旨が明らかであるというような場合には、裁判所は、この第一七条の下で、夫婦が意図したところのものを、有効とするであろう。Re Roger's Question⁽²⁾においては、係争家屋を購入するさいに、一寸したもめごとがあつたにせよ、夫と妻が一定の割合（本件では、夫九、妻一の割合）で寄与し合うことを意図したことは明らかだつたと認定され、その結果、この当事者の意図に効果が与えられた。

だが、このように、当事者の意図が明瞭でない場合には、どういふことになるであろうか。

この点について、最初、二つの相異なる見解が存在していた。第一のものによれば、この規定は、単なる穴ふさぎ的なものであつて、したがつて、補助的な原則であるにすぎない、とされる。たとえば、結婚指輪の事件のように、厳格な法にしたがつて、夫婦間の財産関係を決定することが困難であるときに、判事に対して、終局的な避難所を提示しているだけなのである⁽³⁾。

第二の見解によれば、たとえば一九五二年の Rimmer v. Rimmer 事件においてローマー判事が述べたように、「夫婦の間の事件は、コモン・ロー上も、エキイティ上も、他人同志が財産の購入価格に対して寄与し合つた場合、その各々の権利を確認するため、通常、適用されるのと同様な、厳格な考えによつて支配されるべきではない」という一般

原則を示しているのだとされる。

このような考え方の相違は、次のような点について、異なつた結論に至るであろう。すなわち、この条文の下でなされる判事の裁量は、係争財産が不可分物であつたり、とるに足りない価値しかもたないため、法を適用するのが困難なときのみに行使されるのかどうかという問題が生じた場合、第一の考えのように、第一七条はごく制限された機能しか果たさない規定だと解すれば、夫婦がたくわえた貯金や現金を分割するための争いには、この条文は適用されえない。

況んや、係争財産が売却されてしまつており、その売却金も使いつくされてしまつている場合には、第一七条は何ら関知しないという結論をとることも容易であり、*Tunstall v. Tunstall* 事件は、明らかにこの考えをとつた。

この事件では、家、家財、車が、夫によつて売却されてしまつてから、二年後に、妻が第一七条の下で、この売却金に対する分前を請求してきたのであるが、控訴院は、彼女の手続は誤りであるとして、その主張を退けた。

けだし、控訴院の判事の見解によれば、第一七条は、財産の権限または占有に関する問題を、略式方法で取り扱うことを予想しているが、本件では、家の権限は疑いもなく夫に属しており、その意味では、財産の権限について何争いは存在しない。かつまた、夫は売却金を使つてしまつたのだから、裁判所の命令が効力を生ずるような特別な基金も存在しないからである。

だがしかし、とくに第二次大戦後に生じた、夫婦の財産の権限をめぐる事件において、裁判所の態度は、第二の見解に傾いて行つた。

先に触れた *Rimmer v. Rimmer* 事件は、このような裁判所の態度を明瞭に打ち出したリーディング・ケースであつ

説 だが、この事件で、裁判所は、夫婦の間に財産をめぐる争いが生じたとき、第一七条を、「平等がエクイティである」という原則を効力あらしめるように用いることができ、したがって、厳格に法の文字にしたがえば、夫婦のうちのいずれかに権利が与えられるであろう「割合」には拘泥せずに——たとえば、そうすることができたにせよ（そして、本件では、家屋の購入について、妻が明らかに多額の現金を醸出していたのである）——、夫婦の間で財産を平等に分けるために、用いることができると判示した。

論

この事件に続いて、同じような事実関係（すなわち、夫婦の家の権原についての争い）の事件が生じ、それらの事件において、*Rimmer v. Rimmer* 事件で述べられた原則が確認された。⁽⁷⁾ たとえば、*Cobb v. Cobb* 事件では、次のようなことが述べられている。

「家族財産 (family assets)——もし、わたくしがそれらをそういう言葉で述べることができるなら——、たとえば、夫婦の家およびその中にある家財のようなもの（に關する）事件において、夫婦双方が代価に対して寄与し、その財産が、彼らの共同生活中、彼らのため、継続的な設備になるよう予定されているとき、裁判所は、財産が、彼ら双方に等しい割合で、共同的に属するという見解に賛成する、ということだけを、わたくしは付加えるであろう。このことは、不動産購入が、彼らのうちの一方のみの名義で行なわれ、代価に対する彼らの寄与が等しくないとしても、⁽⁸⁾ そうである」と。

これが、いわゆる家族財産に対する裁判所の態度であり、したがって、家族財産に關する現行の法原則だと言つてもよい。

なぜならば、前述した *Tunstall v. Tunstall* 事件によってひき起こされた、第一七条の適用範圍に關する疑問は、こ

の事件における判旨を否定する形で、現在では、立法的解決をみているからである。次に、この点につき、若干、触れておく。

- (1) Rimmer v. Rimmer [1952] 2 All E. R. 968.
- (2) [1948] 1 All E. R. 328. なお、拙稿・前掲一八二頁、注(3)を参照されたい。
- (3) Hichens v. Hichens [1945] 23; Hoddinott v. Hoddinott [1949] 2 K. B. 406 (per Bucknill and Cohen L.J.); Tunstall v. Tunstall [1953] 1 W.L.R. 770.
- (4) [1952] 2 All E. R. 870.
- (5) 「訴訟」手続は、全く誤られたと、当裁判所には思われる。ただし、一八八二年既婚婦人財産法の第一七条は、財産の権限または占有に関する問題を、略式方法で取り扱うということを意味している。(しかし)ここには、この家屋の権原に関しても、あるいはその占有に関しても、何らの争いも存在しない。家屋は疑いもなく夫名義であり、そこで、彼はそれを売却することができた。もしも、彼が、それを売却しようとしたとき、妻が何らかの訴訟手続をとったなら、そして、売却金に当る特別の基金に関して、「わたくしは分前がほしい」ということを言ったのなら、とられた訴訟手続は、妥当なものであったかもしれない。しかし、夫は、二年間、その金銭を所持していたのだが、それを使いつくしてしまった。」Tunstall v. Tunstall [1953] 1 W. L. R. p. 771.
- (6) 「下級審の判事によってなされた命令が、いかに不適当なものであるかということを示すためには、それが、いかにして強制されるかということ、尋ねるだけで十分である。一定の金額が銀行にあるのなら、銀行が支払うのを禁ずる適当な訴訟手続において、銀行に対して命令がなされたかもしれない。あるいは、もしも、金銭が弁護士の手中にあったら、彼がそれを保持するよう裁判所によって要求されたにちがいない。それは、同じことである。しかし、第一七条のもとでは、金銭に対して判決を与える手段は存在しない。いかなる判決も存在しえない。……もしも、申請が、動産または株式に関するものなら(ただし、これらは、条文の中で、とくに言及されているから)、判事は、疑いもなく、命令を与えることができ、そして、「財産のこの価額は夫に手渡されるはずである」とか、「一部分あるいは全部、現在、夫名義であるこれらの株式は、妻に譲渡されることができ」と言うことができたであろう。……そして、疑いもなく、もしも、夫がその命令に従うことを拒絶したならば、彼は、差押えられることができたであろう。しかし、わたくしは、この条文の中に、ある金額に対する判決に対応するところのものを与える権限を、裁判所に

与えている規定を、見出すことができない。妻がここで言っていることは、「自分は家屋の売却金に分前をもつのが正当だ」ということである。売却金は、ほとんど、無くなっている。夫はとにかく、彼の手中にある金銭に対して法律上の権利を有するのだから、もしも彼がそうできた以上に費したのであれば、彼は、何らの犯罪をも犯したことはない、ならなかったであろう。もしも、彼が、それを全部使ってしまったなら、裁判所の命令が効果を生ずるところのものは、何もないであろう。また、わたくしが見ることのできる限りでは、裁判所の命令が効力を生ずるものが、本件には、「存在しない。」[1953] 1 W. L. R. pp. 772-773.

(7) Cobb v. Cobb [1955] 2 All E. R. 696; Frihance v. Frihance [1957] 1 All E. R. 359.
 (8) [1955] 2 All E. R. p. 698.

一九五八年婚姻事件(財産及び扶養)法 (The Matrimonial Causes (Property and Maintenance) Act, 1958) は、婚姻及び離婚に関する王室委員会 Royal Commission on Marriage and Divorce (後述) の報告書にもとづき、きわめて小規模のものではあるが、夫婦財産関係に関する法についても、立法的な改正を行なった。⁽¹⁾ その第七条が、一八八二年既婚婦人財産法第一七条の適用範囲を拡張した。

もしも、Rimmer v. Rimmer 事件において述べられた法原則が素直に読まれるなら、第一七条の適用範囲について、わざわざ、このような改正をする必要が、はたしてあったのか否か、疑問がないわけでもないが、だがしかし、前述したような、Tunstall v. Tunstall 事件において確立された法原則も、一応、存在していたわけだから、これを明らかに否定するためにも、何らかの立法的な解決が必要だと考えられたのであろう。

第七条は、まず、係争の金銭または財産が被告の手元にもはや存在しないとき、また、存在するのかもしれないのかを申請者にわからないときでも、裁判所に対して、第一七条の裁量権の行使を請求できる、と規定する。したがって、Tunstall v. Tunstall 事件の法原則が、除去されたことは、明らかであろう。

また、金銭を支払う旨の命令を与える権能を裁判所が有することも明記され、更に、かつては被告の手元にあった

財産または金銭に相当する財産に関しても、命令することができると思われる。

(1) この改正は、いかにも「断片的」ではあるのだが、しかし、「なお、パンが半分でも存在することは、パンが全然、存在しないよりも『まだまし』である。」とイギリスの学者は批評している。Kahn-Freund, *The Matrimonial Causes (Property and Maintenance) Act 1958*, M. L. R. Vol. 22 p. 50 [1959].

第四節 夫婦の財産の管理

別産制の原則の下では、夫と妻は、各自の財産を保有し、使用し、更に処分することができるというのが立前である。

だが、前節で述べたように、いわゆる家族財産の権原について、別産制の原則が揺らいだのと同様、財産を管理する権能も、その財産が家族財産たる性格をもつ場合には、別産制の原則に抵触することになった。この問題は、イギリスでは、とくに戦後において著しかった住宅難と、離婚ないし婚姻生活の実質的な破綻の増大という二つの社会現象との組合せにより、遺棄された妻が、夫婦の家にとどまる権利を承認するという形で現われる。これは、夫婦別産制の原則の下で与えられた、各自の財産に対する管理権を制限する原則以外の何物でもないことに、気付かれるであろう。なぜなら、別産制の下では、各自の財産は、各自が自由に処分できるのであるから、夫は、妻を自分の家に置き去りにしていても、それが自分の家なら、所有者であることを理由にして、妻を追い出すことができるはずだし、また、家の賃借権者であることを理由にして、賃借権を放棄することにより、妻の居住の基礎を奪うこともできるはずだからである。

しかし、このことは、不当と考えられるであろう。そこで、裁判所は、こうした夫の処分行為を制限し、妻の居住を保護する努力を続けた。このことは、明らかに、前述してきた別産制の原則に対する修正であったわけである。このような法原則を、イギリスの裁判官達が、どのように発展させてきたかを、次に見よう。そして、ここで附言しておかなければならないことは、この問題も、かの一八八二年既婚婦人財産法第一七条の規定のうち、「財産の権原または占有」の「占有」という語に関連して生じたということである。

夫婦の財産は、誰がどのように使用し、処分できるか。それは、とくに夫婦の財産が彼らの住んでいる家の場合には、どういう問題を生ずるであろうか。

夫婦の家に遺棄された妻が、夫に対してその占有を保護されてゆくプロセスを考察してゆこう。

本章第一節で触れたように、妻の方は、一八八二年既婚婦人財産法第一二条の下で、彼女の財産を保護し保障するために、夫を不法行為を理由にして訴えることができる。これに対して、夫の方は、このような権利をもたないから、家の所有権が彼に属していても、妻を、家に対する不法侵害者だとして、追い出すことはできない。そこで結局、妻を家から追い出すためには、夫は第一七条の下で、裁判所に申請しなければならぬことになる。

このことは、この種の問題に関する最初の事案であった一九四二年の *Brammwell v. Brammwell* 事件⁽¹⁾では、まだ明瞭に指摘されたわけではなかったが、次に生じた *Pargeter v. Pargeter* 事件⁽²⁾で、やや明瞭にされた。この事件において、夫所有の家屋に残されている妻と子に対して、夫が家の明渡しを求めたとき、控訴院は、傍論として次のようなことを述べた。すなわち、この事件で問題となったように、夫婦の間で、家主と賃借人という関係以外の事実を基礎にして、家の明渡しを求めるとすれば、それは第一七条のもとで構成された手続においてなされるべきである、と。

この事件のあと、夫婦の間で、家の占有について争いが起きた場合には、その事件は第一七条の問題として取り扱われることになった。

たとえば、一九四七年の *Hutchinson v. Hutchinson* 事件⁽⁵⁾において、夫が、ほかの女性と住むために、妻と病気の息子を置いて家を出てしまい、そのあとで、家が自分名義であることを理由にして、第一七条のもとで、妻に対して家の明渡しを求めたとき、裁判所は、妻が裁判上の別居の判決をえていても、裁判所はなお裁量権を行使することができると述べ、本件において現われた様々な事情の下では、妻に対して家の明渡しを命ずることは、正当ではないとして、妻を勝訴させた。

だが、夫婦が離婚してしまっている場合には、妻は占有の継続を主張する権利をもたないと判示されている⁽⁶⁾。夫に遺棄された妻は、このようにして、第一七条の下で、裁判所によってその居住を保護されてゆくのであるが、遺棄された妻と言う場合、妻は現実に家を占有していなければならないのかどうか問題になろう。県裁判所は、夫が、妻が家を立ち去らざるをえないようにして、事実上、追い出した場合には、妻はその権利を主張できないとする態度をとっている⁽⁷⁾。

- (1) [1942] 1 K. B. 370, C. A.; [1942] All E. R. 137.
- (2) [1946] 1 All E. R. 570, C. A.
- (3) [1947] 2 All E. R. 792.
- (4) *Vaughn v. Vaughn* [1953] 1 Q. B. 762. 名案 *Robson v. Headland* [1948], 64 T. L. R. 596.
- (5) *Cook v. Cook* [1954], 104 L. J. 700, Cml. 9678, Para. 613, p. 167.

第五節 夫婦の財産と第三者との関係

前二節で述べたように、夫婦の間に、財産の権原あるいは占有について争いがあるとき、それが夫と妻の間で争われている限りは、裁判所が第一七条のもとで裁量権を適当に行使することによつて——それが妻に有利な場合も不利な場合もあるが——、ほぼ、妥当な解決がえられるにちがいない。

ところが、第三者が関係してくると、ことはそう簡単に解決されない。それは、本章の第一、二節で提起された疑問に連なる問題でもある。すなわち、不法行為についても、それが夫と妻の間の問題としてとどまっている限り、彼らを共同体的に取り扱つて、両者の間で不法行為の訴訟を禁じて、不都合なことは起こらないはずである。だが、この問題に第三者が介入してくると、夫と妻を一つの共同体として取り扱う限り、この第三者が不利益を被る場合が生じるのであつた。

夫婦の財産の権原および占有について、裁判所が裁量権を行使する——このことは、夫婦の財産を共同体的なものとして取り扱う傾向を示すのだが——と、やはり、第三者が、何らかの影響を被ることは、避けられない。この現象は、遺棄された妻が、夫婦の家にとどまることのできる権利の問題については、どのような形をとつて現われたであろうか。本節では、この点について、述べよう。

まず第一に、夫の家に遺棄されている妻は、第三者たる家主に対していかなる地位にあるかという問題から、述べてゆく。

一九四四年の *Brown v. Draper* 事件⁽²⁾は、次のように判示した。すなわち、夫が、家またはアパートの制定法上の借

家人であつて、彼が、その妻を住まわせたまま、その家屋またはアパートを離れ去つた場合、妻は夫の被使用許可者としてそこに居るのであり、夫は、妻を通して、制定法上の借家人たる地位に、なおとどまつているのである、と。

だが、この事件のあとで生じた一九四九年の *Old Gate Estate Ltd. v. Alexander and another* 事件⁽³⁾では、アパートを賃借していたアレクサンダーが、その妻と争いを起こし、彼女と家財をアパートに残したまま、立ち去つたあと、家主が家屋の明渡しを求めてきた。本件が、前述した *Brown v. Draper* 事件と異なる点は、夫が、賃借権を放棄すること、また、彼がその妻に与えている権利を撤回することを、明らかに意思表示していたという点にある。

この点について、たとえば *Buckell* 裁判官は、夫が妻に与えている使用許可の撤回は、有効な法的効果を生ずるか否か、非常に疑問がある、と述べただけで、明らかな解答を避けたのだが、*Denning* 裁判官は、次のようなことを述べた。すなわち、妻は、夫の転借人でもなければ、被使用許可者でもない。妻の頭上に屋根を与えることは、夫の義務である。彼は、彼女の行くべき適当な場所があることを見とどけることなしに、彼女に出てゆけと告げることはできない。彼は、裁判所の判決なくしては、彼女を追い出すことができない。彼女は、彼の意思に反してそこにとどまっているにしても、適法にそこに居るのであり、彼女がそこに適法に居る限り、家主は、借家法の適用を受けるから彼女を追い出すことはできない、と。

要するに、*Denning* 裁判官および、彼に賛同した *Evershed* 裁判官の見解によれば、妻は、夫に由来はするが、なお、彼女自身のものである権利をもっており、夫がそれについて何を言おうと、何をしようとして、建物に対する賃借権を自分自身のために主張できるとされる。本件では、前述の *Brown v. Draper* 事件に比べて、妻の地位が、より強く保護されていることに気付かれるはずである。

だが、このような Denning 裁判官の主張を、一般的な原理だということはできないようにも思われる。

たとえば、妻は単なる被使用許可者であるにすぎないから、彼女は、賃借権を自分自身のために行使することができず、したがって、賃料の減額を申請することもできないと判示されていることにも触れておかなければなるまい。

- (1) 一九四八年の Stewart v. Stewart 事件では、妻の姦通を理由とする離婚の訴が夫によって提起されていたという事情もあって、裁判所は、夫の主張を認め、妻の占有を認めなかったのである。[1948] 1 K. B. 508.
- (2) [1944] 1 K. B. 309, C. A.
- (3) [1950] 1 K. B. 311, C. A.; [1949] 2 All E. R. 822.
- (4) Reg. v. Twickenham Rent Tribunal, [1953] 2 Q. B. 425. また、妻が姦通を行なったという事実があれば、夫はそれを理由に、妻に対して与えている権限を撤回することができるかもしれないが、家主自身は、このことを理由に、明渡しを求めることはできないとされた事件もある。なぜなら、妻と家主との間の紛争において、妻の姦通ということは、家主とは無関係な事柄だから。Wabe v. Taylor [1952] 2 All E. R. 420; [1952] 2 Q. B. 735, C. A.

以上に述べたところからも理解されるように、家主は、形の上では夫と借家契約をしていても、夫が妻を家に遺棄したまま立ち去っている場合、夫がもはや、そこに住んでいないということを理由にして、残されている妻を追い出すことはできないことになる。このことは、やはり、ある意味では、家主が、借家契約の当事者である者の家族生活のあり方から、何らかの影響を受けることを示しているであろう。

夫婦の家に妻が遺棄されるとき、そのような家の権原を承継した者は、妻に対して、どのような関係に立つか、ということをも、次に見よう。

まず、破産債権者との関係から。

一九五二年の Bendall v. Mc Whirter 事件⁽⁵⁾において、夫婦の家の所有権者である夫が、妻を遺棄した。夫は、この

時、妻が家と家具を所有していることは許すが、自分は、もう戻っては来ないと言い残した。ところが、夫は破産し、原告が破産受託者に指名された。原告は、家屋を売却したいと考え、妻に対して、家の明渡しを要求したが、彼女はそれを拒絶したので、県裁判所に本訴を提起する。

県裁判所の裁判官は、原告勝訴の判決を言い渡したが、その理由は、被告たる妻の占有は、被使用許可者のそれであり、そして、その使用許可は、財産が原告に帰属してしまえば消滅するから、というところにあつた。

これに反して、控訴院は、原審をくつがえして、妻を勝訴させる。控訴院の考えるところによれば、このような場合に、妻が置かれている地位は、特殊の権利を伴つた被使用許可者のそれと同じであり、それは、コモン・ロー上はともかく、エクイティ上は、使用許可の条件が遵守されている限り、使用許可者の承継人——破産受託者も含めて——を拘束する、とされる。更にまた、破産受託者は、破産者が有していたものよりも、よりよい権限を取得しはしないという一般原則が適用されるべきこと、また、一九一四年破産法第一〇五条第一項にもとづいてなされる申請なくしては——この場合、破産裁判所は、破産の当事者でない者に影響を与えるような問題について判断する権能を有している——明渡しを請求することはできない、と述べた。

このあとで生じた譲渡抵当の事件において、次のような原則が確立された。すなわち、妻の権利は、夫が彼女を遺棄したときから生ずる。したがって、もしも夫がコモン・ロー上のものであれ、エクイティ上のものであれ、家に譲渡抵当を設定していた場合には、抵当権者は、遺棄された妻のもつ権利によつて何の影響も受けない。けだし彼の権利は、彼女の権利よりも前に生じているのだから。

だが、問題なのは、遺棄が行なわれたのちに、譲渡抵当が設定され、あるいはまた売却されたときに、妻は家の譲

説 論

渡抵当権者や買主に対して、その占有を保護されるか否かということである。この問題は、夫が妻を遺棄したのちに家を売却したとき、買主は、遺棄された妻に対して、いかなる地位に立つかという問題と同じ形で、解決されている。すなわち、家の買主は、彼によって当然なざるべきだとされている調査をしないなら、遺棄された妻が家に残っていることを知っていたとみなされるべきであり、その意味では、遺棄された妻の権利にふくまなければならないはずであるが、しかし、通常、夫婦の間にかなる事態が生じているかという点について調査することは、家の買主や抵当権者にとって、当然のことだとも言えないのだから、この原則は、かなりの注意をもって適用されなければならないとされている。

だが、いかなる程度の調査が行なわれていれば、家の買主や抵当権者は、遺棄された妻について善意であったとされるか、という問題になると、結局のところ、裁判所の判断に待たなければならないことになる。

遺棄された妻の方は、このようにして保護されているのだが、ひるがえって、夫が遺棄された場合には、どう取り扱われるだろうか。この問題について、県裁判所は、遺棄された夫も、遺棄された妻と同じ権利を有するはずだとする夫の主張を退けている。したがって、家主は、妻が賃借権者である夫婦の家から、夫を追い出すことができるということになる。だが、このことは、いかなる場合にも、夫は保護に値しないというのではなく、本件において、夫は追い出されても当然だというのであつたらう。

要するに、以上、大まかに述べてきてみて、判例のうちたててきた原則ないしそれがつた結論から、一貫した理論を見出すことは、非常に困難だということが感じられるが、判例は、いつも、個々の具体的な事件を妥当に解決することに努めてきたのだから、急に、体系的な理論を要求するのは無理であらう。

- (1) [1952] 2 Q. B. 466, C. A.; [1952] 1 All E. R. 1307.
- (2) [1952] 1 All E. R. pp. 1311-1315.
- (3) Lloyds Bank Ltd. v. Oliver's Trustee, [1953] 1 W. L. R. 1460; Barclays Bank Ltd. v. Bird, [1954] 2 W. L. R. 139. Jess B. Woodcock & Sons Ltd. v. Hobbs, [1955] 1 W. L. R. 152.
- (4) Jess B. Woodcock & Sons Ltd. v. Hobbs, [1955] All E. R. 445, C. A. もっとも、この事件においては、買主は、遺棄された妻のことを知っていたと認められなければならぬとはされたのだが、結局、裁判官は、裁量権を行使して、本件では妻は立派なとみなすと判断した。Ibid., p. 449.
- (5) Westminster Bank Ltd. v. Lee and another, [1955] 2 All E. R. 883.
- (6) Seel v. Wats and Butterworth, [1954] C. L. Y. 2861.

第六節 婚姻と離婚に関する王室委員会の提案

婚姻と離婚に関する王室委員会(Royal Commission on Marriage and Divorce)は、その名称が示すとおり、婚姻と離婚に関する現行法を調べたうえで、それについて改正が必要か否かを検討し、その結果を、一九五六年に、報告書の形で公にした。この報告書の中には、夫婦の財産関係に関して、いかなる改正が望ましいかという点についての王室委員会の提案も含まれている。

まず、委員会は、現行法(とくに、前節で述べた判例法)を概観したのち、証人らの証言を紹介し、それに対する委員会の考えを表明し、そのあと、委員会としての提案をまとめている。それは、次のような一般原則を示すことから始められた。すなわち、

「まずわれわれは、婚姻は、夫と妻とが平等な者として共に働く仲間関係(partnership)とみられるべきであり、そして、家庭を維

持し、子供の世話をし、共同の仕事に対して、妻が貢献しているのは、家を用意し、家族を扶養して、夫が貢献していることと、まさに同価値であるという見解を十分に承認する。」⁽⁵⁾

と。

これは、婚姻共同体において、妻が家庭で果たしている役割を、十分に承認し、その意味で、既婚婦人財産法が対象としていた「財産」の範囲を拡張する態度を明らかに示しているものだと見えよう。次に、

「われわれは、妻の貢献が重要であるということが常に十分に承認されてはいないと考える。自分自身で自由に使うべき、自分たち自身のものだと、自分たちの収入を見ていて、そして、彼らの妻たちにはわずかな金額をけちけちと分け与える夫たちが存在する。しかし、家庭における彼女の仕事に、すべての彼女の労力を与えてしまっている妻が、彼女自身のもの求めることのできる何もも持たないという状態に直面しなければならないであろうというような場合は、婚姻が破綻したときである。何年もの間かかって、家計費から貯蓄した金銭さえも、法律上は夫に帰属する。われわれは、真の不都合さは、この型の事件において起きるであろうというのを承認する。」

としている。これは、明らかに、前述したことをふえんしたものであり、そして、この基本原則が、のちに述べるような、家計費からの貯金に対する共同の取り扱いの提案にも結びつくのである。だが、王室委員会的一般原則は、主婦婚の評価を述べるだけにとどまらない。それは、以下のようにも、説くからである。

「もちろん、異なった場合もありうる。毎週、彼らの様子を、彼らの妻に手渡す多くの夫が居る。そして、今度は、夫の『ビールと煙草』を惜しむのは、ときには妻であることがある。多くの妻たちが、今や、結婚したのちも、有給の仕事にとどまっているというところが、また、想起されねばならない。妻は、そのときには、若干の家具を買うことと、家を買うことに貢献することが、通常

できるであろう。あるいは、彼女は、彼女自身の名で金銭を貯蓄するかもしれない。しかしながら、われわれは、働くために出かけに行く妻は、彼女の稼ぎを彼女の夫とは別のものだと、そして、夫とは関係がないものだと考えがちであるかもしれない。彼女が適当だと考えるように、それを費す権利を、彼女自身留保しがちであるかもしれない、ということをご告げられている。彼女は、夫の給与を、家庭を維持するために使用し、彼女自身の所得を、家具を買うことに使うかもしれない。婚姻が破綻したとき、彼女は家財 (contents of the house) を、全部、彼女の財産であると請求する。しかし、彼女は、彼女の夫の家計費がなかったら、彼女が、全部のものを彼女自身で買うことができなかったであろうことを、悟るべきである。このような事件において、婚姻が仲間関係だということ認めないのは、妻なのだと言えるかもしれない。⁽⁵⁾

このようにして、外に働きに出ている妻が、その所得を自由に使つて、逆に、夫を圧迫することを、いましめつても、

「それにも拘わらず、多くの夫たちは寛大であり、すべての妻は必ずしもその役目を果たそうとしているわけではないという事実を十分に斟酌したのちに、われわれは、法を改正することが、婚姻 (生活) に対して妻が貢献しているところを、もっと十分に承認するために、望ましい……と考える。」⁽⁶⁾

と結論した。そして、

「しかし、どのようなことがなされるであろうかということを考えるとき、われわれは、第一に、社会の方針 (policy) についてのことがらにおいて、法律を制定するための何らかのこころみがなされるについては、実際の (な観点からする) 限界 (のあること)、第二にできるかぎり、法は家族の親密な生活に立ち入らぬべきであるという重要な考慮を心にとめることが、必須であると考えた。」⁽⁷⁾

と述べ、最後に、妻と同様に、夫も保護されるべきだと、次のように説いた。

「……われわれが述べたように、妻たちも、夫と同じように、利己的で欲深いかもしれない。若干の妻たちが被るかもしれない不都合さを緩和することをくろんだ措置の結果として、実質的な不公正が、夫に対して加えられるかもしれないという危険を警戒することが必要である。」^(*)

と。

- (1) Report 1951-1955, Royal Commission on Marriage and Divorce, Cmd. 9678 (1956). 以下、Cmd. 9678 ヲ引用する。
- (2) 一六二頁以下において、「夫婦の間における財産上の権利」と題されて、この問題がまとめられている。なお、提案の要約は、結論 (conclusion) の部分を参照されたい。三一九頁以下。
- (3) Cmd. 9678, Para. 644, p. 175.
- (4) Cmd. 9678, Para. 645, p. 175. 妻が家計費からためた貯金が、夫に帰属するとういうことは、一九四九年の *Hoddinott v. Hoddinott* 事件により判示された。この事件の詳細、ならびにこの事件以前における、この問題に関する判例の態度については、拙稿・前掲・一六八頁以下。
- (5) Cmd. 9678, Para. 646, p. 175.
- (6) Cmd. 9678, Para. 647, p. 175.
- (7) Cmd. 9678, Para. 647, p. 176.
- (8) Cmd. 9678, Para. 648, p. 176.

判例法が、具体的な事件の解決を目的としていたために、妻のみを保護しようとする態度しか示していなかったのに対して、王室委員会は、夫と妻のいずれをも、実質的に等しく取り扱おうとする態度を示していること、また、判例法からは、明瞭にはうかがえなかった、妻の家庭での働きの評価が、はつきり見てとれる点、注目すべきである。^(*)

それでは、以上に述べたような基本的な立場に立つて、王室委員会は、具体的には、どのような提案をしたであろうか。

まず、証人らが提案したところの、財産共同制 (community of property) を導入すべきか否かという問題に対して、委員会の見解は二人と七人の割合で、賛否両論にわかれ、ついに、この提案を拒絶する旨の答えを出した。

現行の夫婦財産法として、財産共同制を採用することについて反対を表明した二人の委員のうち、男性の委員は一人、女性の委員は一人、何らかの意味で、制限されたものではあつても、財産共同制を導入することに賛成した七人の委員のうち、男性の委員は三人、女性の委員は四人であつたという事実は、やはり、われわれの注意をひくであらう。

では、財産共同制を導入することに反対した多数委員の見解はどのようなものであつたらうか。第一に、イギリスに、財産共同制を導入することは、伝統的な法から、著しく離れることになるであらう、と言う。次に、財産共同制には、三つにわたる欠点が存在する、と主張する。それを順に挙げよう。まず、財産共同制は、「彼ら自身の財産をえようという、人びとの中にある、自然の、そして正常な欲望であるとわれわれが思うところのものを考慮に入れていない」。

次に、財産共同制は、別産制よりも「極端に錯雑して、もつとむずかしい」なぜなら、共同財産の管理につき両性の平等という観点から、夫と妻を等しく取り扱ふと、管理をしてゆくうえで、多くの困難に出合うであらうから。

第三に、共同制のもとにおいて生ずる不公正さの総計は、別産制のもとにおけるそれより、はるかに大きい。「理想的に(言へば)、夫と妻は共同の利益 (joint) のために、一緒に働くべきである。しかし、実際には、このことは、常

説 論

に生ずるわけではない。一方の配偶者は、他方の配偶者が獲得した財産の半分を請求することができるべきだということは、最も不当なことであろう。われわれは、例として、怠惰で、節約心のない夫をもち、そして、妻自身はけいしい労働と節約によつて、家をどうにか買ったような妻の事件を挙げる。」とされるわけである。

別産制は、ひとが自分の財産をえようとする自然の欲望にかなつており、また、財産の管理権を個人(夫あるいは妻)に与えることによつて、市民法秩序のもとで、夫婦財産法が、対外的な関係で、困難な問題の生じるのを防ぎうる点を強調していることは、それとして理解できるにしても、最後の例は、なぜ、節約心のない夫と、勤勉な妻を挙げたのか、いささか理解に苦しむところでもある。

これに対して、財産共同制を導入することに賛成した委員たちの主張は、より自然なものだと言えよう。その理由は次のようなことである。

「既婚婦人は、彼女の生涯の年月を、家庭を見、それを改善することに費すかもしれない。それでも、しばしば家とその家具は、夫単独の財産であり、彼は彼女の同意もなしに、それらを処分するかもしれない。または、誰かほかの人に遺言によつてそれらを残して死ぬかもしれない。婦人は、婚姻前には、独立の生計を立てていたかもしれない。そして、彼女が独身でいたら、彼女自身の家を建てることができたであろう。もしも結婚にさいして彼女が、彼女の夫と子供達の世話をすることに、身を捧げるため、彼女の有給の仕事を放棄したときに、結果において、彼女が、最後には、彼女自身のものだと言ふことができるものは、何もないということに、気がつくならば、それは、正当とは認めがたい、ひどいこと(hardship)である。」

このようにして、婚姻生活の実態が、財産共同制そのものに一致している点を強く主張する。

しかし、先にも述べたとおり、制度として、財産共同制を採用するという主張は、認められず、多数説にしたがっ

て、現行の別産制が維持されることになった。

だが、現実に生じている、夫婦の間での財産共同制的事実を、無視するわけにはゆくまい。そこで、王室委員会は、家計費からの貯金、夫婦の家、家具について、結局は、裁判所の関与を予想しながら、さまざまな考慮を払わずにはいられなかった。

まず、家計費からの貯金について、

「……家計用の出費に当てるため、夫か妻のいずれかにより、あるいは両者により寄与された金銭からつくられた貯金(およびそのような貯蓄からなされた投資または財産)は、彼らが異なったように合意しなかったときには、等しい割合で夫と妻に属する。」⁽¹⁰⁾

ということを提案している。

(1) なぜならば、夫婦が結婚している間に取得した財産をどう分けるかということが問題になった事件において、妻は、いずれも、自分で資産をもっていたか、あるいは労働に従事して、その限りで、現金(cash)によって、貢献していたことが明らかであった。そして、子供の世話と、家庭の維持——すなわち家事労働——に終始した妻が、その働きを評価せよと訴えた事件はない。それにも拘わらず、王室委員会が、外で労働に従事する妻と、家で家事労働に従事する妻とを、等しく取り扱ったことについてはやはり、注意をひかれる。

- (2) Cmd. 9678, Para. 650, p. 176. なお、賛成、反対を表明した委員らの名は、注37および38を参照。p. 176.
- (3) Cmd. 9678, Para. 651 (i), p. 176.
- (4) Cmd. 9678, Para. 651 (ii), p. 177.
- (5) Cmd. 9678, Para. 651 (ii), p. 177.
- (6) Cmd. 9678, Para. 651 (iii), p. 177.
- (7) Cmd. 9678, Para. 651 (iii), p. 177.

- (8) Cmd. 9678, Para. 651 (iv), p. 177.
- (9) Cmd. 9678, Para. 652, pp. 177-178.
- (10) Cmd. 9678, Para. 701, p. 188.

次に王室委員会は、夫婦の家と家具については、特別の考慮が払われるべきだとして、以下のようなことを提案している。

第一には、一方の配偶者から遺棄されて、夫婦の家にとどまっている他方の配偶者を保護する規定。

第二には、離婚、婚姻無効、裁判上の別居の判決後、夫婦の家の占有と、その内容たる家財の分割を取り扱うための規定。

第一の点は、まさに、判例法が発展させてきた問題に対して、立法的な解決をもたらそうとするものである。王室委員会によれば、従来の、この問題に関する判例法には、次のような欠陥があるとされる。すなわち、まず、妻の地位も第三者の地位も、不確かであること、次に、いまだ、貴族院の判決が存在していないこと。⁽¹⁾そこで、結局、王室委員会は、以下に述べるような内容の提案を行なった。

「もしも夫が、夫婦の家の所有者または賃借人であり、そして彼が、その妻が家を占有しているままにして、(彼女のもとを)立ち去ってしまったならば、彼は、明渡しに対する裁判所の命令を獲得しないなら、そして、獲得するまで、彼女を追い出すことはできないはずだと、われわれは考える。」⁽²⁾

したがって、「夫に対する」ものとしては、遺棄された妻の権利は、前述した判例法の立場と同じものと言うことができよう。だが、このさい、

「明渡しを獲得するための夫の申請に対して、裁判所は、夫が立ち去った事情、夫と妻の行為、そして彼らの夫々の資産についての事情といたったことがらを考慮に入れたのち、適当だと考えるような命令をなすのに、拘束されない(性質の)裁量権をもつものとする」⁽⁹⁾

とされていて、裁判所が裁量権を行使するさいに基準とすべきところが、具体的に示されている点、注意すべきであろう。このように、妻が、遺棄されて夫婦の家に残されている場合、妻が夫に対してもつ権利は、夫に対する人的な権利だが、⁽⁹⁾ 対第三者との関係では、どういふことになるのであろうか。この点について、王室委員会は、夫が家を売却したり、賃借権を放棄したりすることをあらかじめ妨げることによつて、妻を保護することが必要だと考え、遺棄された妻は、裁判所が適当だと考える期間、夫が家を売却、抵当権設定、その他の権利の処分、そして賃借権の放棄をすることを妨げる命令を与えてくれるよう、裁判所に申請することができる、と規定することを提案する。⁽⁹⁾ そして、

「夫が家を処分し、賃借権を放棄することを妨げる命令は、一九二五年土地負担法の下で登記されることが出来るものとする。登記されたときは、そのあとで、財産に対する権利を獲得するであろう第三者は、占有すべき妻の権利にふくした、(そのような)権利を取得するものとする」⁽⁹⁾

とした。したがつて、遺棄された妻は、夫が家を何らかの形で処分しないように、裁判所にいち早く申請し、そして処分を禁止するむねの命令をえて、登記しなければ、第三者に対して、家を占有しつづける権利を主張できない。だが、ここで、疑問が残るのは、このような手続が、はたして、そう容易になされうるだろうか、ということである。たとえば、この登記なども、当事者にとつて、そう容易なものでないとするれば、この点については、王室委員会の提

説 案は、判例法より一步後退した態度と受けとられないでもない。

論

第三者に關係してくる問題として、王室委員会は、いま一つ、家が譲渡抵当によって、購入されつつある場合に、次のような規定を設けることを勧めた。すなわち、家が譲渡抵当のもとで買われつつあり、また、家財が割賦契約のもとで買われつつあるとき、譲渡抵当権者や割賦契約の相手方は、遺棄された配偶者が割賦金を提供すれば、それを受けとる義務がある⁽⁵⁾。と。このようにして、遺棄された妻が、夫に代って、譲渡抵当、割賦契約の關係をつけてゆくことを認めよう。

- (1) Cmd. 9678, Para. 664, p. 181.
- (2) Cmd. 9678, Para. 667, p. 181.
- (3) Cmd. 9678, Para. 668, p. 181.
- (4) Cmd. 9678, Para. 669, p. 181.
- (5) Cmd. 9678, Para. 670, p. 182.
- (6) Cmd. 9678, Para. 671, p. 182.
- (7) 登記がなければ、第三者の権利が優先してしまうことについて、カーン・フロイント教授も、疑問を提出する。Kahn-Freund, *Matrimonial Property—Some Recent Development*, M. L. R. Vol. 22, pp. 264-265 (1959).
- (8) Cmd. 9678, Para. 677, p. 183.

遺棄された妻が、夫婦の家に残されている場合、裁判所は彼女をどのように保護すべきかということにつき、王室委員会が提案したところを、以上に紹介したが、次に、離婚後、夫婦の財産關係をどう取り扱うべきかという問題をも王室委員会は取り上げているので、この点について述べよう。

離婚、婚姻無効、または裁判上の別居の判決をえた夫または妻の申請に対して、裁判所は、申請者が、夫婦の家

(申請者によって、所有されていなくともよい)に住むことを許すむねの、命令を与えることができ、これは、土地に対する負担として、登記されうる。そして、登記されれば、そのあとでこの夫婦の家を取得した第三者は、このような妻の権利にふくした権利を譲り受けるにすぎないことになる。⁽¹⁾

また、夫婦の家が賃借家屋である場合、賃借権者を申請者に変更する命令を与えることもできる。⁽²⁾

更に、夫婦の家にあるすべての家財を、夫と妻の間で公平に分割することを命令することができる。⁽³⁾

夫婦の家の所有権や賃借権に対する裁判所の関与は、差止命令によって、強化されている。すなわち、裁判所は、一方の配偶者が家またはその中にある家財に対する権利を処分することを妨げるため、差止命令を与えることができる。そして、この差止命令が与えられた場合、それは土地に対する負担として登記され、そのあとで、これらの財産を取得した第三者を拘束することになる。⁽⁴⁾

王室委員会の多数説は、財産共同制を制度として採用することを否定したが、結局、夫婦の家、家具については、夫婦生活が破綻しはじめたとき、また破綻してしまつたあと、裁判所が、かなり積極的に関与しなければならないということを承認した。このことは、婚姻が解消されたのちにもちろんのこと、婚姻中においても、夫婦の財産が共同財産として取り扱われなければならないという事実を、認めたことでもある。

とするなら、マジストレート・コートは、別居命令あるいは扶養命令をなすにさいして、夫婦のうち、誰が夫婦の家に住むべきかということを決定したり、配偶者の間で、家具を適当に分ける権能をもつべきだと主張し、⁽⁵⁾また、妻は夫の収入に対して、何らかの意味で法律上の権利をもつべきことを提案し、⁽⁶⁾更に、財産共同制の導入についても積極的な態度をみせた。⁽⁷⁾証人らの証言は、新しい夫婦財産法へ一歩を進めていたものとして注目されるべきであつたる

説

論

最後に、王室委員会が、夫をも保護する必要があるとした基本原則にのっとり、提案した改正点にも触れておこ

まず、夫婦の家に残された妻には、様々な保護が与えられており、この問題は、おそらく本質的には妻に関するものであろう(けだし、家は、たいていの場合、夫に属しており、また、それが妻に属していたとしても、夫は、ほかに住む場所を見つけることが容易だから)。けれども、立法ということになれば、夫と妻は等しく取り扱われなければならないから、これらの保護は、夫にも同様に与えられるべきだと提案されている。

更に、第一、二節で触れた、一八八二年既婚婦人財産法第一二条については、もちろん、夫にも妻と同じ権能が与えられ、両者は等しく取り扱われることになる。すなわち、

「われわれは、妻の財産の保護と保障のため、彼女の夫に対するものとして、かの条文(一八八二年法第一二条)により、妻に対して与えられる救済手段は、夫の財産の保護と保障のため、彼の妻に対するものとして、夫にも与えられるべきである」ということを提案する。」

だが、この第一二条も、結局は、夫婦の家に遺棄された配偶者の権利と抵触する範囲では効果をもたないから、それが、適用される例は、きわめて限られたものになるであろう。

(1) Cmd. 9678, Para. 697, p. 187.

(2) Cmd. 9678, Para. 697, p. 187.

(3) Cmd. 9678, Para. 697, p. 187.

- (4) Cnd. 9678, Para. 698, p. 187.
- (5) 証人らの全員が一致してこのことを主張したわけではなかったが、大部分の証人の支持を受けたのである。Cnd. 9678, Para. 636, p. 173. たが、この提案は、王室委員会により、退けられた。Cnd. 9678, Para. 656, p. 179.
- (6) 証人らが、妻の扶養料(The wife's allowance)という項目の下で、提案した内容は、以下のようなことであった。すなわち、まず、家庭における妻の仕事を承認するのに適当な方法は、「彼女が好むだけ使うという法律上の権利を、夫の収入の一部分に対してもつという権利を与えること、そして、家を管理するための彼女の俸給とみなされるべきもの」であるというのが、提案の根拠となった。更に、「利己的な夫はあまりにも多く、自分だけのために使う……。彼の妻は、彼女自身のために、つまらない金額を彼に献顧するにちがいない。」「……彼女が子供の面倒をみるために、家にとどまるべきだということよりも、よりよいであろうときには、個人的に使う金銭のないことは、彼女をして外に働きに出ることを強制するかもしれない。」ということも、懸念されていた。Cnd. 9678, Para. 635, p. 173.
- その結果、次のような提案がなされた。(1) 妻は、制定法により、夫の全収入のうちの特的な割合に対して権能を与えられるべきこと。(2) 夫が制定法上の義務を履行しないとき、どの位の金額であるべきかということを決することは、裁判所にまかせられるべきこと。Cnd. 9678, Para. 635, p. 173.
- だが、王室委員会は、この提案を採用しない。「夫の収入の一定額に対する法律上の権利を妻に与えるということは、全く非実際的である」とし、また、妻に対する扶養料を決定することが、裁判所にまかせられるべき点についても、「これは、裁判所が判決すべく要求されるべき種類の問題ではない」と考えるからである。Cnd. 9678, Para. 654, 655, pp. 178-179.
- (7) ここで提案されたのは、婚姻中に夫婦が協力してえた所得に限られた財産共同制である。Cnd. 9678, Para. 633, p. 172. この提案に対する王室委員会の結論については前述した。
- (8) Cnd. 9678, Para. 681, pp. 183-184. したがって、この問題に対する最終的な結論は、夫と妻の双方に、等しくこの権利を与えるべき形式をとらねばならぬ。Cnd. 9678, Para. 685, pp. 184-185を参照。
- (9) Cnd. 9678, Para. 704, p. 188.
- (10) Cnd. 9678, Para. 681, p. 184.

本節の終りの部分で、本章において提起された問題を整理しておこう。第五節まで、夫婦の間で不法行為が行なわ

説

れた場合、および、夫婦の間でいわゆる家族財産の権原あるいは占有について争いが生じた場合、裁判所が、判例法の発展をおして、現実の夫婦生活にほぼ適合するような解決をもたらそうと努めてきたプロセスを見てきた。

論
そして、第六節では、王室委員会が、これらの判例法を基礎にして、次の立法のために、詳細で慎重な提案を用意していることを、知った。

その結果、第三章で述べた、制定法上の夫婦財産法には、かなり根本的な問題が、未解決のまま、残されているのではないかという疑問が生じてきた。すなわち、両性の本質的平等の帰結として、夫婦別産制が確立されたことの意味は、いかなるものであったのだろうか、なぜ、別産制の原則は、判例法や王室委員会の提案にもみられるように、財産共同制の要素にとつて代られつつあるのか、ということである。

まず、制定法上、別産制が出現したプロセスを、今一度ふりかえつてみよう。既に述べたように、イギリスでは、両性の平等という原則を、法律上、実現しようという動きは、当時のコモン・ロー、エクイティ、そして、社会的、思想的、経済的背景の複雑なからみ合いの結果、既婚婦人財産法の立法による改正という形をとつて、一八七〇年にスタートしたのであった。

この一八七〇年法とそれに続く一八七四年の改正法は、不完全で、試案的なものであったとされてはいるが、しかし、それは、両性の平等という原則が、法律上、実現されていない、という意味のことだったのであろう。もしも、それが、「財産に関する」法の改正であったのなら、一八七〇年当時の夫婦財産法を規制するものとしては、むしろ、きわめて現実に密着した法であったと言えたとはいえない。

しかし、一八七〇年に、立法的改革の一環としてスタートしたときに、イギリスの夫婦財産法の行方は決定されて

いたと言つてよい。一八八二年法が、体系的な体裁をととのえたとき、このときから、イギリスの夫婦財産法は、もはや、現実の夫婦の財産関係を規制する法であることから、両性の本質的平等という原則を、表現する法へと、その性格を変えるために、一步を進めたと言ふべきである。もちろん、この法は、まだ、現実の夫婦の財産関係を規制する法としての性格をも残していたのであり、この法の運用上の問題点(前章第四節参照)も、この法のもつていたこの二重性格から生じたものにほかならなかつたろう。

一九三五年法が、「妻の特有財産」という語を制定法の上から消し去り、かつ、妻の不法行為責任に対する夫の責任をも取除いて、いわゆる別産制の原則を確立したときに(第二章第五節参照)、それは、両性は平等であるということの当然のコロラリーとしての、財産法上の原則を、法律の上に表わしたものであり、したがつて、その場合、この法は両性の平等という原則の、夫婦財産法上の表現ではありえても、もはや、現実の夫婦の財産関係を規制する法としてはそのままでは成り立ちえない運命のもとにおかれたと言えよう。

なぜなら、それは、現実の人びと、そして男性と女性の間、様々な差異のあることを前提としながら、なおかつ「人は法の下において平等である」あるいは、「両性は平等である」という原則を立てることができ、ということと同じ意味で、現実の社会、経済の秩序のもとで、「財産」という語がいかなる意味に理解され、また、その財産がいかなる分配のされ方しているかにかかわりなく、まさに、「各人に各人のものを」という次元では、夫婦財産制は別産制という形をとるだろう、ということの意味するにすぎないからである。

したがつて、一九三五年の法律改革により、イギリスの夫婦財産法が、このような原則的性格を獲得したときに、そのときに既に、それは、現実の夫婦財産関係を、この原則に結びつけるための、何らかの措置の必要性を、当然に

説

前提したと言ふべきであつたらう。この、原則と現実とのギャップを調整する措置こそが、次に現われるべき夫婦財産法でなければならなかつた。

論

そして、それが、まさに、前節まで述べてきた判例法の果たした機能だつたわけであり、王室委員会の提案に示されている態度でもある。

これらのあらたな夫婦財産法が生じなければならなかつたきつかけは、どこに求められるべきだろうか。それは、この原則としての夫婦別産制が、それが成立した市民法秩序の枠内で読まれねばならなかつた、という点にあつたらう。すなわち、夫婦別産制が、市民法秩序のもとで読まれる限り、夫の財産とか、妻の財産という語は、この法秩序のもとにおける「財産」という、限定された意味しかもたない。

ところで、そのような意味での妻の財産とはどのようなものか。それは、制定法をつくつた人びとの頭に具体的に浮かんだように、まず、妻が婚姻にさいしてもつていた親ゆずりの財産と、婚姻中に彼女が取得した（近親者からゆずられたか、彼女が自分の才能を使って取得した）財産——いわゆる妻の特有財産——を意味したのであろう。

だがしかし、このような形で財産を所有しているのが、現実の婦人たちの姿ではない。

婦人の多くは、親から受け継ぐ財産などもなく、また、自分自身の労働でえた所得も、何らかの形で、彼女の属する家族全体の生活を支えるために、あるいは自分自身の生活を支えるために、使い果たすであらう。労働に従事してさえいれば、彼女の手に、彼女の財産が残るということも、一般論としては、成り立たない。

結婚したあとでも、外でえた収入は、家族全体の生活費に注ぎこまれ、いくらかまとまった金額は、家族が共同で使う財産を買うことにふりむけられるであらう。

また、彼女らは、家庭内にあつて、外で労働に従事する家族たちのために、家事を引受け子供を育てることに、全力を使いつくしてしまふであらう。

なるほど、彼女らには、原則として、男性と同じように、あらゆる種類の職業につき、どのような巨額な財産をも獲得しうる道が、開かれているはずだし、ミルがかつて強調したように、社会自身が、彼女らにこのような道を用意してやり、そして、市民法秩序のもとにおいて、彼女の「財産」を取得する手段を確保してやるのが、必要ではあらう。

だが、いかに、条件が与えられても、このような道を歩むことができるのは、限られた範囲内の、限られた数の婦人たちでしかない。ここで、財産をもち、あるいは才能によって財産をうることのできる婦人たちと、才能を伸ばす機会に恵まれなかつた婦人たち、有給の職に就かず、家庭に入った婦人たちとの間に、不平等が生じてくる。

前節までに紹介した判例法ならびに王室委員会の提案が、財産共同制の要素を持ち出さざるをえなかつたのは、このような現実をふまえたうえで、真の意味での別産制を確立しようとしたからであつたらう。そして、この場合に、裁判所が尺度として用いるのは、市民法秩序のもとにおける「財産」という概念ではなく、それとは異なつた次元における「財産」であるわけであり、裁判所の尺度がここまで進んだときに、新しい夫婦財産法は、市民法秩序の次に來たるべき法秩序の原理を導入したことになる。

そして、このとき、既存の市民法秩序との衝突——具体的に云えば、第三者との関係で、むずかしい問題が生じたことが——目につくことになった。この第三者との関係にまつわる難点は、市民法秩序の下で、克服されうるか否かまた、克服され、あるいは克服されないにしても、それはいかなる意味をもつか、それは、社会的な秩序における

説 夫婦財産関係と、どのような関係にあるか、ということが、次に問題とされるべきであろう。そこで、われわれは、最後の章で、社会保障法の下では、家族の財産関係がどう扱われているかということについて触れ、解決の糸口を見つけることにしよう。

第四章 社会保障法と家族の財産関係

よく知られているように、イギリスは、とくに第二次大戦後、福祉家國として、統一的な体制を整えるに至った。そこでは、夫婦を中心とする家族の財産関係は、どのように、扱われているであろうか。

最初に結論を述べるなら、社会保障法の下で、家族ないし夫婦の財産関係に対する考え方の基礎となっている原理は、第一には、家族の収入というものが、世帯のメンバーを扶養する目的をもった共同の基金(Fund)だと考えられており、第二に、この基金を供給する義務は、まず第一に、夫に負わされている点に特色があるのだということが指摘されるべきであろう。

この第二の考え方は、たとえば、国民保険法⁽¹⁾、国民産業災害保険法⁽²⁾、家族手当法⁽³⁾などにおける二、三の規定、それから、夫婦間の扶養に関する規定から明らかにみてとれるが、ここでは、第一のものについて触れる。

一九四六年の制定法が成立するに先立ち、かのベヴァリッジ卿は、既婚男子に支払われるすべての給付(Benefit)——失業手当、疾病手当、退職年金など——を、彼自身と、彼の妻との共同手当にすべきだということを提案していたのであったが、これは採用されることとはならなかった。

だが、実際に出来上った制定法は、その形式はともかくとして、内容そのものは、ベヴァリッジ卿の提案に一致し

ているのであって、このことは、のちにベヴァリッジ卿が指摘している通りだとされる。すなわち、ベヴァリッジ卿は次のように述べている。

「(制定法上) 主婦は『非雇用者』として記述されている。そして、共同体 (team) の一員として、彼女の夫と共に、共同の給付に
あずかることの代りに、なお『成人被扶養者 (adult dependant)』——その者について、彼女の夫が、彼の給付の増加額をうる——
はある。しかし、これらの語法——いかに遺憾であっても——を交えることは、主として、形式の違いである。非雇用者としての主
婦は、働く共同体の欠くべからざる有用なメンバーとして、報告書において、彼女のために提案されたと同じ取り扱いを制定法の
でかちえている。」

と。

ベヴァリッジ卿が述べるように、主婦を、家族のメンバーとして扱うことと、成人被扶養者として扱うこととの相違は、単なる形式の相違の問題なのか、あるいは、もつと本質的な問題に連なることなのかという疑問が生じてくるであろう。そして、ほんとうに形式の問題であるなら、なぜ、家族という共同体のメンバーだと言いきらなかつたのかという批判もなされうるけれども、この問題は、この位にして、実際に、制定法が、どういう規定の仕方をしてい
るかということについて次に述べよう。

まず、失業手当または疾病手当に対して権利を与えられる既婚男子は、彼と一緒に住むか、あるいは彼によって完全 (wholly) または主として (mainly) 扶養されており、そして、一定の額以上の所得をうる有給の職業に従事して
ない彼の妻に関しては、自動的に、給付について増加額を与えられることになっている。⁶⁾

同様なことは、夫が停年に達し、妻が、まだ年金年齢に達していない場合には、退職手当についても、適用される。

(もし、彼女が年金年齢に達していれば、彼女は、夫か、あるいは自己の保険かのどちらかから、退職手当を受け取るから、増加額をえる必要はない。)

これに対して、既婚婦人の方は、産業事故または疾病に対する保険を除く、他の保険の部門の「契約を免れることができる。」

そして、彼女が、失業手当、疾病手当を受け取る場合には、彼女は、夫を完全にまたは主として扶養しており、彼が自己を扶養することができないとき、すなわち、「肉体的または精神的疾患によって、自分自身を扶養することができず……おそらく、長期間そのように不能なままとどまる」というときのみ、夫に対して、手当の増加額をうる。

このようにして、夫婦が、その配偶者について、手当の増加額をうるための条件には、相違があり、規定の「仕方」ないし「形」の上では、夫と妻は、等しく扱われてはいない。産業災害手当についても、同じである。

また、国民保険法によれば、寡婦は、夫の保険によって(そして、それのみによるが)、寡婦手当を受けることになっている。そして、既婚婦人は、彼女自身の保険により、彼女自身の権利にもとづいて、退職手当をうることができるが、夫の保険によって権利を取得することの方が、はるかに普通のことだとされている。

以上、簡単に述べたところからも、社会保障法の規定が、家族を、ありのままの姿でとらえ、家族の財産をも、一体的なものとして扱っていることが、明らかになるであろう。

- (1) National Insurance Acts, 1946 to 1953 (9 & 10 Geo. 6, Ch. 67; 12, 13 & 14 Geo. 6, Ch. 56; 14 & 15 Geo. 6, Ch. 34; 15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2, Ch. 29; 1 & 2 Eliz. 2, Ch. 29).
- (2) National Insurance (Industrial Injuries) Acts, 1946 to 1953 (9 & 10 Geo. 6, Ch. 62; 14 & 15 Geo. 6, Ch. 34; 15 & 16

- Geo. 6 & 1 Eliz. 2, Ch. 29; 1 & 2 Eliz. 2, Ch. 43).
- (3) Family Allowance Acts, 1945 and 1952 (8 & 9 Geo. 6, Ch. 41; 15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2, Ch. 29).
- (4) Report by Sir William Beveridge on "Social Insurance and Allied Services", 1942 (Cmd. 6404) No. 324, p. 128 (in Kahn-Freund, *Matrimonial Property Law in England*, p. 312).
- (5) "Social Security", ed. by W. A. Robson, 3rd ed., 1948, pp. 416 et seq. (in Kahn-Freund, *op. cit.*, p. 312).
- (6) National Insurance Act, 1946, s. 24 (1).
- (7) National Insurance Act, 1946, s. 24 (1) & (3) (a).
- (8) National Insurance Act, 1946, s. 59 及び National Insurance (Married Women) Regulations, 1948, (S. I. 1948, No. 1470).
- (9) National Insurance Act, 1946, s. 24 (2) (a).
- (10) National Insurance Act, 1946, & 78 (1); National Insurance (Industrial Injuries) Act, 1946, s. 35 (5).
- (11) National Insurance (Industrial Injuries) Act, 1946, s. 18.
- (12) National Insurance Act, 1946, s. 17.
- (13) Kahn-Freund, *op. cit.* p. 313.

次に、この社会保険法の分野で注目すべきことは、先に述べたように、ここでは、家族の財産が、「家族の基金 (family fund)」として、共同財産的にとらえられている事実があることである。

この「家族の基金」とは、どのようなものか、何の目的で、このような概念が作り出されたのかということについて、以下に、カーン・フロイント教授の論文⁽¹⁾を参考にしながら、述べてゆこう。

まず、ある者が、他の者の死亡、労働不能、あるいは失業を理由として、基本的給付 (basic benefit) をうることができるのは、前者が後者に依存している (dependent) か、扶養されている場合である。

この原則は、既に、労働者補償法⁽²⁾ (Workmen's Compensation Act) の下で適用されていた。現在では、致命的な産

説

業事故の被害者、または疾病者の両親——彼らの権利は、彼らが、実質的に、または完全にあるいは主として故人に扶養されてきたか否かで異なるが——に、適用されている。

論

そしてまた、それは、産業災害で死亡した婦人の夫、および一定の近親者にも適用される。(但し、死亡男子の妻には適用されず、彼女の権利は、別のようにさだめられている)

更に、前述したように、疾病、失業手当、退職手当に対して権利を有する既婚男子は、彼が一緒に住むか、または「完全にあるいは主として」扶養されている妻のために、増加額を受け取ることができ、また、一定の条件の下で、既婚婦人の夫とその他の近親者にも、このことは適用されるのであった。

このような、諸規定における、「完全にまたは主として」という言葉をめぐって、「家族の基金」という概念が作り出された。

ところで、この家族の基金という概念は、現行の社会保障法の体系が発効する以前に、既につくり出されていた。そして、そのときから、依存性(dependency)は、事実の問題であって、扶養されるべき法律上の権利と混同されてはならないということが、明確に理解されていた。

このことは、労働者補償法の下で生じた事件において、一九〇〇年に貴族院で確立され、今日でも、なお効力を有している。

ここで生じた事件は、次のようなものであった。一六歳になる少年が、産業事故で死亡したが、彼は、両親と五人の兄弟姉妹たちと共に生活していた。家族で賃金をえている者は、すべて、その所得を全員の扶養のために譲出しており、死亡した少年は、共同の基金(common fund)から、彼が必要なだけを取り出していた。この事件では、この

少年の父親——彼が、その息子に対して扶養を請求する法律上の権利をもたないということは、明らかであった——は、労働者補償法にもとづいて請求した。そして、父親は、貴族院において、勝訴した。

ホールズベリ卿は、いわゆる家族の基金という概念について指導原理となった原則を、以下のように述べてゆく。

「全家族が、賃金に依存していた。誰の賃金にか？、一部分は、この少年の賃金にであった。この少年には、彼の兄弟姉妹を扶養すべき義務はなかったのだということが、言われている。誰もそのことを、否定しはしない。しかし、義務は家族の長にあるということが、忘れられているようにみえる。彼は、法律上、彼の家族を扶養しなければならぬ。そして、もし彼が彼らを扶養しなかったら、彼は、法律上、罰されるであろう。したがって、義務は、家族のうちの父親に課されているので、家族のうちの父親は、かわりに、彼によって扶養される者たちの賃金から、一般的な総家族の基金に対する部分的な離出を取得する。父親は、彼が子供たちから受けとっている所得に一部分は依存しているその義務を、なぜ、免責されないのか？……」

もし、本件において、共同の家族の基金に対して、この少年によって離出されていた一週八シルの金額があったのだということが真実ならば、父親が、ある程度まで息子の所得に『依存して』いた⁽¹²⁾ということは、明瞭であるように思われる。⁽¹³⁾と。

そして、更に、

「家族が、事実上、取得しているところのもの、家族が事実上、使っているところのものが、家族としてそれを維持する目的上、……唯一のことから (only thing) だと、わたくしには思われる。」⁽¹⁴⁾

と述べた。

ホールズベリ卿が、ここで、「一般的な家族の基金」、あるいは、「家族が取得しているところのもの、家族が使つて

説論

いるところのもの」という言葉で表わした考えは、既に述べた、かの夫婦財産に関する制定法の規定を支えている考えとは、異なったものだということに、気付かれよう。

この事件の一〇年後に生じた事件では、母親は、その夫と、その二人の息子たちに依存していたのだということが認められ、そしてこの夫と息子の死亡に対し、労働者補償法上の請求を許されている。

家族の基金という考えは、失業保険法の下で、審判人(Umpire)によって採用され、また、現行の国民保険法の発効後、委員によっても採用された。一九四九年に、損害委員(Injuries Commissioner)は、法律上の家族の扶養範囲をかなり制限した一九四八年国家扶助法(National Assistance Act, 1946)の四二条により、家族の基金という原理は、その基礎を失ったとする議論に対して、あらためて、この原理を再確認したのだとしている。⁽¹⁵⁾

このようにして、現在でも、家族の基金という概念ないし原理が、維持されている。以下に、この原則の具体的な内容と機能について、やや詳しく紹介しよう。

- (1) Kahn-Freund, *Inconsistencies and Injustices in the Law of Husband and Wife*, 16 M. L. R. pp. 164 et seq.
- (2) *Workmen's Compensation Act, 1906*, 6 Edw. 7, c. 78, First Sched. No. 1 (a) (i), and s. 13; *Workmen's Compensation Act, 1925*, 15 & 16 Geo. 5, s. 2 and s. 4.
- (3) *National Insurance (Industrial Injuries) Act, 1946*, s. 22 (1).
- (4) s. 22 (2).
- (5) s. 22.
- (6) s. 20.
- (7) s. 23.
- (8) s. 19.

- (9) National Insurance Act, 1946, s. 24 (1), and S. I. 1948, No. 1278, Reg. 5.
- (10) s. 24 (2).
- (11) Main Colliery Co. v. Davies [1900] A. C. 358.
- (12) [1900] A. C. p. 361.
- (13) [1900] A. C. p. 361.
- (14) Hodgson v. West Stanley Colliery [1910] A. C. 229.
- (15) Kahn-Freund, *op. cit.*, p. 168.

世帯のメンバーの数がはつきりしていて、家族を維持してゆくために、各人が離出しているところのものが、確かめられる場合には、ある特定の家族が、他の家族員に、どの程度依存しているかという数学的な計算は、容易になされるであろう。しかし、事実上、このことは、必ずしも、明確であるとは限らない。

たとえば、一九五二年の事件では、八九歳になる寡婦が、三五歳になる独身の息子に「実質的に」扶養されていたと判示されたが、この息子は、母親のほか、兄弟の四人の子供たちと、同一の世帯をもっていた。この息子が、どの位の所得を世帯に離出していたかということは、明らかでなかった。だが、事実が不明確で、家族の基金を計算することができない場合にも、常識からひき出される推論を用いることは許されるのであり、家族の基金という概念は、事実に基づいたものだと考えられている。⁽¹⁾

家族の基金というものを確かめるためには、まず、現金であるか否かを問わず、世帯の全員によってなされる離出を合計する。⁽²⁾

世帯員の離出は、その者の負う法律上の義務とは無関係だと考えられている。したがって、兄弟姉妹だけからなる家族においても、彼らが離出するところのものは、家族の基金を形成する。だが、この家族の基金を考えるに当って

説

論

は、道徳的な義務を無視することはできず、したがって、家族員が、自分の扶養に必要な費用を故意に繰出ししないである場合には、その者は自分の費用だけは繰出したものとみなされ、他の家族員に依存していたと⁽⁵⁾って請求することは許されない。このことは、彼が、その金額を酒、煙草、賭事に使ったり、貯金にまわしたりしても、適用される。このようにして、ひとたび家族の基金というものが確定されると、次に「個人の費用 (unit cost)」というものが、さだめられる。これは、家族が、その各家族員を扶養するのに費す金額であるが、それは、これまで述べた家族の基金を、家族員の数で割ることにより、算出される。この場合、子供は、二人で、大人一人と等しく扱われる。各家族員が、この個人費用に等しい金額を繰出しているなら、その家族においては、いかなる者も他の者に依存または扶養されてはいないということになる。だが、このような例は稀である。⁽⁴⁾

普通には、「欠損 (deficiency)」すなわち、世帯員のうちの何人かが、いわゆる個人費用よりも下まわる金額しか繰出さないか、または何も繰出しないということが、生じる。そしてこの「欠損」額が、その家族における「扶養」のための金額をあらわすのであって、それは、個人費用に達しない額しか繰出していない者たちの個人費用の総計から、彼らが実際に繰出している額を差引いた残りであることは、容易に理解されよう。⁽⁵⁾

他方、「扶養している」家族員が、どの程度までこの欠損に対して繰出しているかは、彼の現実に繰出している金額から、彼の個人費用を差引いた残額により表わされるはずである。⁽⁶⁾

しかし、実際には、ある特定の家族員が、他の家族員に依存し、あるいは扶養されているということを確定するだけでは十分ではなく、社会保障立法の見地からするならば、ある家族員が、他の家族員によって扶養されている正確な額を計算することが必要だとされている。⁽⁷⁾

たとえば、既婚婦人が、いかなる程度まで夫に依存しているかということを確認するには、次のようにする。すなわち、まず、彼女が家族の基金から受けとる金額を計算する。彼女が収入をえていないとき、この金額は、彼女の個人費用に等しいであろう。もし彼女が有給の職業についているか、またはその他の方法で収入をえているなら、彼女の個人費用と、剰出額との差額がこれに当る。

だが、すべての場合に、彼女は、夫からのみ、受けとっているわけではなく、一部分は、息子によって剰出されたものから、受けとるかもしれない。また、夫の剰出したものは、すべてが妻の下に行くとは限らず、一部分はまだ学校に行っている子供の下に行くかもしれない。

以下に簡単な例を挙げよう。

もしも、五人の成人、すなわち、父F、母M、息子A、B、Cからなる家族があり、Fが六ポンド、Mはゼロ、Aが五ポンド、B三ポンド、C一ポンド（いずれも一週当り）の剰出をしているとしよう。

この場合、先に説いたところを適用するなら、いわゆる家族の基金は一五ポンドであり、個人費用は三ポンドである。したがって、FとAが、「剰出している家族員」であり、MとCが「扶養されている家族員」であり、Bはいずれでもない。

欠損額は、MとCを扶養するための金額であり、それは、二人の個人費用の和である六ポンドから、Cが剰出している一ポンドを差引いた残り五ポンドである。

Fは、これに対して三ポンド、Aは二ポンド剰出している。そこで、Mは、三ポンドまで扶養されているが、それに対して、Fは $\frac{3}{5}$ すなわち三六シル、Aは $\frac{2}{5}$ すなわち二四シル剰出している。Cの方は、二ポンドまで扶養

説
論

されており、Fから二四シル、Aから一六シル扶養されていることになる。⁽¹⁰⁾

この結果、妻は、この家族において、夫に「主として」扶養されており、息子には、「実質的に」扶養されていると決定される。⁽¹¹⁾

- (1) Kahn-Freund, op. cit., p. 169.
- (2) そのさい、世帯員が、保険給付または扶助料を受けているとき、それは、その者の離出だとされる。夫の保険によって、婦人が退職年金を受けている場合には、それらは、夫の離出であって、彼女のそれではない。妻が受けとる扶助料は、夫には、妻を扶養する法律上の義務があるが、妻の離出であって、夫のそれではない。Kahn-Freund, op. cit., pp. 169-170.
- (3) Kahn-Freund, op. cit., p. 170.
- (4) Kahn-Freund, op. cit., p. 171.
- (5) Kahn-Freund, op. cit., p. 171.
- (6) Kahn-Freund, op. cit., p. 171.
- (7) Kahn-Freund, op. cit., p. 171.
- (8) Kahn-Freund, op. cit., p. 171.
- (9) Kahn-Freund, op. cit., pp. 171-172.
- (10) Kahn-Freund, op. cit., p. 172.
- (11) Kahn-Freund, op. cit., p. 172.

以上に述べたところは、社会保障法の中で、家族の財産関係がどう扱われているか、ということをも、ごく部分的に眺めた結果にすぎないものであった。しかし、ここで、われわれのテーマにとって、やはり重要な示唆が与えられていることを、われわれは認めざるをえないであろう。

くり返し述べたように、ここでは、家族はたがいに支えあつて生活している人びとのグループとしてとらえられて

おり、しかも、主たる働き手は、妻ではなくて夫だと考えられている。そして、家族員の中に、扶養する者と、される者の存在することが、冷厳な態度で認められており、しかも、最後に紹介したように、それは、機械的とも言える、算術的な計算によって割り出されている。だがしかし、ひとたび、「依存している」ということが決定されれば、福祉国家としての国は、この者に給付を与えることを、当然と考える。そして、このことが成り立つのは、やはり、給付を与えるものが、福祉国家であるところの国であるからであって、家族を一体として扱い、個々の家族員の不平等を承認し、その上でなおかつ、各人に各人のものを保障するには、家族のおかれている社会制度そのもののあり方が、現在の市民法秩序とは異なったものでなければならぬのではないかという結論を、一応、われわれは、このことからひき出すことができると言えよう。

しかし、ここで、かえりみなければならぬのは、第三章まで述べてきた、イギリスの夫婦財産法のたどってきたじぐざぐの歩みが、第四章の下で、ほんの少しかが知った社会保障法の下での家族の財産関係と、関連をもたないか否か、ということである。

イギリスにおいて別産制の原則が確立されていることの意味については、前章の終りでやや詳しく触れたが、それが、現実の市民法秩序の下で、原則としての形をとったとき、現実の夫婦財産法として機能する範囲は限られたものになり、この原則がその最終の目的を達成するために、社会に対して、積極的な措置を必然的に要求することとなった。

この要求に答えたのが、具体的には、判例法の発展を整理して立法化への道を準備しつつある王室委員会の提案だが、ここで、重要なのは、それが、家庭での主婦の働きを評価し、これを、夫婦財産法上の問題としたこと、次に、

判例法が発展させてきた、いわゆる遺棄された配偶者の保護という原則を承認し、夫婦の家、家財というものを、共同的に取り扱う立法をめざしていることである。ここに、われわれは、夫婦財産法が、市民法秩序から、次の法秩序へと移りつつある、具体的な姿を見たわけである。そして、この限りでは、この動きは、夫婦や家族を一体のものとして見、その財産も共同の基金とし、男性が主として外で働くという家族の形をそのまま承認している社会保障法の下における家族の財産関係と、同一のものだと結論してよいであろう。

ただ、問題として残るのは、前にも述べたように、社会保障法の下では、家族をどのように、法律上、把握しようと、最終的に、社会保障法上の給付を引き受けるのは、国なのだから、家族を共同体的に取り扱うことから生ずる利益、不利益は、国が負うこととなり、その意味で、私人が関係してくることはないが、市民法秩序の下で、夫婦を、何らかの意味で共同体として扱い、あるいは、商品としての明確な形をとらない主婦の労働を評価するということになる、問題が、夫婦の間でとどまっている限り、むずかしい問題は起こらないにしても、第三者が関係してくると様々な難点が見出されるということであった。

このことは、不法行為の問題についても、いわゆる家族財産の問題についても生じたが、王室委員会は、後者と、くに、夫婦の家に遺棄された配偶者を保護する場合には、裁判所の命令を登記することによって、第三者に対する対抗力を与えるという形で、一応、問題を解決した。

そして、このように、登記によって、第三者との関係を明らかにしてゆくというのが、市民法秩序と、新たな夫婦財産法との間に生ずるまさつに対する、いわば、最善の解決方法であったろう。その限りでは、市民法秩序の下で、社会法的な性格の立法が行なわれるとき、その法のもつ、ぎりぎりの限界を示しているのだとも言える。

だがしかし、ここで想起しなければならないのは、かの既婚婦人財産法第一七条を運用しながら、社会的な性格の法を生み出してきた判例法の態度である。それは、第一に、主婦の家事労働を真正面から評価するという態度を示さなかったにしても、それゆえにまた、明らかに、家事労働ということにしばられていない自由をも、もっている。

それは、夫婦や家族が、共同生活をいとなんで、相互に協力しているという、そのまます実から、家族員の財産に対する位置づけをするという(いわば、王室委員会の提案よりも、社会保障法の下における家族の取り扱いにより近い)態度をとっていること、そして第二に、第三者との関係においても、家族ないし夫婦の保護を優先させて、取引の相手方たる第三者に、いくらかの不利益の生ずることも止むをえないという態度をもとっている点に、その特質が見出される。そして、このような判例法の動きにこそ、われわれがあとを追ってきた、イギリス夫婦財産法の発展の契機を求めることができそうである。

けだし、王室委員会の提案のように、たとえば登記というもので、対第三者関係を処理すれば、そこで一切の問題は、打ち切られてしまうであろう。しかし、判例法のように、取引の保護に、家族の保護を優先せしめる余地のあることをも認めているときには、家族の保護という、いわば社会的なものが、市民法秩序に対して何らかの積極的な働きかけを行なう余地が残されているからである。このような、弾力的な道が残されていて、はじめて、市民法秩序の下で成立した夫婦財産法は、社会法秩序の下での夫婦財産法と同じ性格をもつに至るであろう。

イギリスにおいて、夫婦財産法上、いわゆる別産制の原則が、どのような背景の下で、どのような内容のものとして成立したかということ、そして、それが、なぜ、財産共同制の要素によって、とって代られねばならなかったかということについて述べてきた。問題点は、かなり、明らかにされたと思われる。

ここで、注目されるのは、第四章の終りで述べたように、とくに、戦後の判例法の果たした役割であった。したがって、結びの部分で、将来の研究に対する展望を行なうとすれば、夫婦財産法の発展を予測するためには、われわれは、イギリスの司法制度のもつ機能と、判例法が、立法へと固着してゆくプロセスに、今一度、眼を向けなければならぬであろう、ということであり、かつまた、独自の歴史的な背景と体系をもつ、社会保障法について、より深い研究がなされねばならないはずだ、ということである。

これらの課題が果たされたのちに、はじめて、われわれは、日本における夫婦財産法の、比較法的位置付けを、的確に行なうことができるようになるであろう。

〔本稿は、昭和三十六年、北海道大学に提出した、新制博士論文である。〕

資料 (制定法訳)

一八七〇年既婚婦人財産法

既婚婦人の財産に関する法を改正する法律

(一八七〇年八月九日)

既婚婦人に関する財産および契約の法を改正することが望ましいので、

女王陛下により、ここに集合した国会において、聖職上院議員と貴族上院議員、ならびに下院議員の勸告と同意をもつて、またそれらの権威によって、次のごとく、制定されるものとする。

第一条 既婚婦人が従事しあるいは彼女が夫から独立して営んでいるすべての仕事、職業、または取引において、本法の通過後、彼女によって取得されあるいは得られた彼女の賃金ならびに所得、そしてまた文学上、芸術上、または科学上の技能を果たすことによって彼女により取得されたすべての金銭または財産、

ならびにこのような賃金、所得、金銭、または財産からなされた投資のすべては、彼女が婚姻する(であろう)夫と無関係であり、彼女の特有ユースのために保有され、そしてセットメントを設定された財産であるとみなされるものとする。そして彼女の受領証のみがこのような賃金、所得、金銭、ならびに財産に対する有効な免責であるものとする。

第二条 終身年金および定期年金を与える権能を国債償還委員(Commissioners for the Reduction of the National Debt)に与えている、ジョージ四世治世第一〇年の法律第二四条において、または貯蓄銀行および郵便貯蓄銀行に関する法律において、反対の条文が存在しても、既婚婦人の名義で、あるいはこのような貯蓄または(年金の)賦与のうちに婚姻するであろう婦人の名義で、前述のすべての法律のもとで今後なされるすべての貯蓄ならびに前述の委員によって与えられるすべての年金は、

このような婦人の特有財産であるとみなされるものとする。そして、あたかも彼女が独身の婦人であるかのように、それらは彼女に支払われるものとする。但し、もしも夫の同意なくして夫の金銭によってこのような貯蓄が既婚婦人によりなされ、あるいはこのような年金が既婚婦人に与えられているとき、裁判所は、本法第九条のもとにおける申請にもとづいて、このような貯蓄または年金、またはそのうちの一部分が、夫に支払われることを命じることができる。

第三条 すべての既婚婦人、または婚姻すると予想されるすべての婦人は、前述の銀行の各々の総裁 (Governor) および会社によって規定されている形式にしたがい、イングランド銀行の総裁および会社、あるいはアイルランド銀行の総裁および会社に対して、次に述べる目的のために申請することができる。すなわち、公債および公基金の一部をなしており、そして二十ポンドを越える金額であつて、婦人がこの金額に対して申請する権能があり、あるいは彼女が取得を予想されているすべての金額が、特有ユースの権能をもつ既婚婦人として、現在の彼女の名義または婚姻後変更すると予想される彼女の名義で、そのような申請のなされている総裁および会社の帳簿に書き換えられ (be transferred to) あるいは加えられ (be made to stand in) と

いう目的のため申請することができる。そしてそれゆえ前述の帳簿に記入された金額に関して、それらはその既婚婦人の特有財産であるとみなされ、そして彼女が独身の婦人であるかのように名義が書き換えられ、また配当が彼女に支払われるものとする。但し、もしもこの投資が、基金に対して夫の同意なしに彼の金銭によってなされているときは、裁判所は本法第九条のもとにおける申請にもとづいて、投資およびその配当金、あるいはその一部分が、夫に移転され、そして支払われることを命じることができる。

第四条 すべての既婚婦人、または婚姻すると予想されるすべての婦人は、書面で、会社または株式会社取締役または支配人に、それを保有することに対していかなる責務も付されておらず、そしてその申請をしている婦人に機能の与えられている会社のすべての金額払込済の株式、またはすべての社債あるいはデイベンチュア・ストック (debenture stock)、またはすべての株式が、彼女の特有ユースに対して権能を与えられている既婚婦人として、その婦人の現在の名義または婚姻後変更するであろうと予想されている名義で、前述の会社の帳簿に記載されるよう申請することができる。したがって、その株式を登録する (register) ことは、このような取締役または支配人たちの義務

であるものとする。そして、それらの株式は、そのように登録されると、その婦人の特有財産とみなされるものとし、そしてあなたも彼女が独身の婦人であるかのように書き換えられるものとし、配当ならびに利息が支払われるものとする。但し、もしも最後に述べられたようなすべての投資が、夫の同意なしに夫の金銭によって既婚婦人によりなされるときは、裁判所は本法第九条のもとにおける申請にもとづいて、この投資ならびにその配当金と利息、またはそれらのうちの一部分が、夫に移転され、そして支払われることを、命じることができる。

第五条 すべての既婚婦人、または婚姻すると予想されているすべての婦人は、書面で、すべての産業共済団体の管理委員会 (committee of management of any industrial and provident society) に対して、あるいは、それぞれそのような団体に関する制定法のもとで適法に登録され (registered) 認証され (certified) または登録されている (enrolled) すべての共済団体、建築団体、または金融団体の理事 (trustees) に対して、その持分、利益、または社債を保有することに対していかなる責務も付されておらず、そしてそう申請している婦人に権能の与えられている、そのような団体の基金における、団体の基金に対する、または団体の基金上の、すべての持分、利益、債権、権利、請求権が、

彼女の特有ユースに対して権能を与えられている既婚婦人として、その婦人の現在の名義または婚姻後変えたと予想されている名義で、団体の帳簿に記載されるよう申請することができる。そして、それらが記載されるようにすることは、そのような委員会または理事連の義務であるものとし、そしてそのような持分、利益、債権、権利、または請求権は、その婦人の特有財産とみなされるものとし、あなたも彼女が独身の婦人であるかのように移転され、そしてそれからのすべての配当ならびに利息が支払われるものとする。但し、もしもこのような持分、利益、債権、権利、または請求権が、夫の同意なしに、彼女の夫の金銭によって、既婚婦人により得られたものであるときは、裁判所は、本法第九条のもとにおける申請にもとづいて、それら(の持分等)ならびにその配当および利益、またはそのうちのいく部分かが、夫に移転され、または支払われることを、命じることができる。

第六条 貯蓄銀行に貯蓄された金銭または貯蓄銀行によって与えられる年金あるいは基金または会社の株式に投資された金銭に関して、前条に含まれている規定は、債権者を害するために、夫の金銭が貯蓄または投資されたときは、夫の債権者に対して、それを有効とするものではない。そしてこのように貯蓄され投

て、婚姻前に契約された彼の妻の金銭債務に対して責を負うものではない。しかし妻は、あたかも彼女が独身の婦人であり続けたかのように、このような金銭債務のため訴えられる責務があり、そして彼女の特有ユースのため彼女に属しているすべての財産は、このような金銭債務を満足せしめる責務を負うものとする。

第一三条 イングランドにおいて特有財産を有する婦人の夫が救貧区連合(union)または救貧区(parish)に対して負担を課せられるに至るとき、このような救貧区連合または救貧区に管轄権を有する判事達は、召集された小治安裁判所(petty session)において、貧民の後見人達の申請にもとづき、妻に対して召喚状を發布することができる。そして「一八六八年救貧法改正法」第三三条によって救貧区連合または救貧区に対して負担を課せられるに至った妻の扶養のため、夫に対して彼らが現在なしとして強制することのできると同一の命令を、夫の扶養のため彼女に対してなしとして強制することができる。

アイルランドにおいて貧民(Destitute poor)に関する制定法の条項のもとで、特有財産を有する婦人の夫に救済が与えられる場合、このような救済の費用は、その場合には、それが与えられる救貧区連合の後見人からの貸金であると宣言され、金が

貸出されたときと同じ訴訟および同じ手続によって、あたかも婦人が独身の婦人であるかのように、その婦人から回復されるものとする。

第一四条 特有財産を有する既婚婦人は、その子供達の扶養に対して、寡婦が現在法律上その子供達の扶養に対して服しているような責任に服するものとする。但し、本法のいかなる条項も、彼女の子供たちを扶養すべく、現在、法によって彼女の夫に課せられている責任から、彼を免除するものではない。

第一五条 本法は本法の通過のときにおいて効力を生ずるものとする。

第一六条 本法はスコットランドに効力をおよぼさないものとする。

第一七条 本法は「一八七〇年既婚婦人財産法」として引用されることが出来る。

一八七四年既婚婦人財産法(一八七〇年)改正法

既婚婦人財産法(一八七〇年)を改正する法律

(一八七四年 七月三〇日)

婦人が婚姻時に有している財産が夫に移転すること、ならびに、婚姻前に契約された彼女の金銭債務に対して夫が責を負うべきで

ないということは正当でなく、そしてこのような金銭債務の回復に関する法が改正を要するので、

女王陛下により、ここに集めた国会において、聖職上院議員と貴族上院議員、および下院議員の勧告と同意をもって、またそれらの権威によって、次のごとく制定されるものとする。

第一条 婚姻前になされたその妻の金銭債務に対して、夫は責を負うべきでないとされた一八七〇年既婚婦人財産法は、本法の通過後になされた婚姻に関するかぎり、廃止されるものとする。そして本法通過後に婚姻した夫と妻は、このような金銭債務に対して共同に訴えられることができる。

第二条 夫は、このような訴訟および婚姻前妻によっておこされた不法行為または婚姻前妻によってなされた契約違反により被られた損害賠償に対して提起された訴訟において、このあとに列挙されることと財産の限度においてのみではあるが、金銭債務または損害賠償のそれぞれにつき、責を負うものとする。そして他の抗弁に加えて、彼は、のちに列挙されるような財産に関して、金銭債務または損害賠償を支払う責を負わないと抗弁することができる。または、彼がそのように自認したところのものを超えては責を負わないある金額に彼の責任を限定して自認することができる。そして、もしもこのような抗弁がなされ

ないならば、夫は財産に関するかぎり彼の責任を自認したものとみなされるものとする。

第三条 夫のこのような財産に関して責を負うことができるような訴訟において認められないとき、訴訟の結果が妻に対して不利なものであっても、夫は抗弁の訴訟費用に対する判決を受けるものとする。

第四条 夫と妻が共同に訴えられるとき、もし自認またはその他の方法によって回復される金銭債務または損害賠償に対して、またはそのうちの一部分に対して夫が責を負うことが明らかになるならば、夫が責任を負う金額の限度まで、夫と妻に対し、共同の判決が与えられるものとする。そして、このような金銭債務または損害賠償の残金額—もしあるならば—に関しては、判決は妻に対する独立の判決であるものとする。

第五条 夫がこのような訴訟においてそれについてそしてその限度まで責を負うべき財産は以下のごときものである。

- (1) 夫に帰属した妻の占有する動産の価額
- (2) 夫が占有を回復した、または相当の注意をもって占有を回復することのできた妻の無体財産の価額
- (3) 夫と妻に帰属した妻の物的動産の価額
- (4) 夫が受領した、または相当の注意をもって受領したであ

らう妻の不動産の地代および収益の価額

(5) 妻が、夫との婚姻を予期して、夫の同意により、彼または他の者に移転したすべての不動産または動産に対する夫の財産権または権利の価額

(6) 妻が、夫との婚姻を予期して、夫の同意により、彼女の現存する債権者を害しあるいは(債権を)遅延せしめる目的で、何人かに移転したすべての不動産または動産の価額
但し、夫が、婚姻後、彼の妻の金銭債務のいくらかを支払い、または本法において述べられているような訴訟において善意で彼に対する支払いの判決を受けるときは、夫はそのような支払いまたは判決の限度までは、その後の訴訟において責を負わないものとする。

第六条 本法はスコットランドに効力をおよぼさないものとする。

第七条 本法は「一八七四年既婚婦人財産法(一八七〇年)改正法」として引用されることができる。

一八八二年既婚婦人財産法

既婚婦人の財産に関する制定法を統合し改正する法律

(一八八二年 八月十八日)

「一八七〇年既婚婦人財産法」という題のヴィクトリア女王治世第三三年、第三四年、第九三号の法律および「既婚婦人財産法(一八七〇年)改正法」という標題のヴィクトリア女王第三七年、第三八年、第五〇号の法律を統合し改正することが便宜であるので、女王陛下により、ここに集合した国会において、聖職上院議員と貴族上院議員、および下院議員の勧告と同意をもって、またそれらの権威によって、次のごとく制定されるものとする。

「第一条より第五条まで (一九三五年法律改革(既婚婦人および不法行為者)法(第三〇号)第五条、第二附録により廃止される。北アイルランドに関しては一九三七年(雜則)改正法(北アイルランド)(第九号)第一三條二項、第二附録により廃止される。」

(第一条第一項) 既婚婦人は、本法の諸規定にしたがい、すべての不動産または動産を、彼女の特有財産として、あたかも彼女が独身の婦人である場合と同じように、いかなる受託者にも干渉されずに、遺言またはその他の方法によって取得し、保有しそして処分することができるものとする。

(同条第二項) 既婚婦人は、すべての点について、あたかも彼女が独身の婦人であるかのように、彼女の特有財産に関して、かつ特有財産の限度で、すべての契約を締結し、そしてみずから

責務を負うことができ、そして契約あるいは不法行為、または他のことからのいずれに対しても、訴えかつ訴えられることができるものとする。そして、彼女の夫は、原告または被告として、彼女と共同させられる必要はなく、または彼女によって提起されるいは彼女に対してなされるすべての訴訟またはその他の手続のために、当事者とされる必要もない。そして、このような訴訟または手続において、彼女によって回復されるすべての損害賠償または訴訟費用は、彼女の特有財産であるものとする。そしてこのような訴訟または手続において、彼女から回復されるすべての損害賠償または訴訟費用は、彼女の特有財産から支払われるものとし、その他のものからは支払われないものとする。

(同条第三項) 既婚婦人によって締結されたすべての契約は、反対の意思が示されぬかぎり、彼女の特有財産に関して締結された契約であり、そして彼女の特有財産を拘束するとみなされるものとする。

(同条第四項) 既婚婦人の特有財産に関して締結され、そして彼女の特有財産を拘束するすべての契約は、契約の日において彼女が占有しあるいは権能を与えられていた財産のみならず、彼女がその後に取得したすべての特有財産を拘束するものとする。

る。

(同条第五項) 夫と独立に商業を営んでいるすべての既婚婦人はその特有財産については、あたかも彼女が自身の婦人である場合と同じように、破産法に服すべきである。

(第二条) 本法の発効後婚姻するすべての婦人は、婚姻の時に彼女に属しており、あるいは婚姻した後彼女によって取得されまたは彼女に譲りわたされたすべての不動産および動産を、彼女が従事し、または夫と独立に営んでいる、すべての仕事、取引、または職業において、または文学上、芸術上、または科学上の技能を用いることによって彼女により得られまたは取得されたすべての賃金、所得、金銭および財産をも含めて、彼女の特有財産として所有し、そして保持する権能を与えられ、そして前述のような方法で処分する権能を与えられるものとする。

(第三条) 夫によって営まれていた取引または事業のため、またはその他のため、夫に対して妻が貸しまたは委託したすべての金銭あるいはその他の財産権は、夫が破産した場合には夫の財産に属するものとして取り扱われるものとする。但し、金銭または金銭の価額に相当する有価約因を有する夫の他のすべての債権者たちが満足を受けたのちであって前ではないが、妻はこのような金銭またはその他の財産権の価額に対する債権者として

て、配当に対し請求権を有するという留保がある。

(第四条) 既婚婦人によって遺言による一般指名権が行使される
と、指名された財産をして、彼女の金銭債務その他の責務に対
して、本法のもとで彼女の特有財産が責を負せられるのと同
様に責を負わせるという効果を生じるものとする。

(第五条) 本法の発効前に婚姻したすべての婦人は、彼女の権原
が確定したものであれ不確定なものであれ、そして占有権、復
帰権、あるいは残余権であれ、本法の発効後発生すべきである
すべての不動産および動産を、彼女の特有財産として、前述さ
れたような方法で所有し、保持し、そして処分する権能を与え
られるものとする。前述されたとき彼女によって得られた
は取得された賃金、所得、金銭、および財産をも含む。

第六条 郵便局またはその他の貯蓄銀行、あるいはその他の銀行
におけるすべての貯金、国債償還委員またはその他の者によっ
て与えられるすべての年金、および公債または公基金、あるい
はイングランド銀行、またはその他の銀行の帳簿に移転されう
るすべてのその他の資本 (Sums) または基金の一部をなす金額
であつて、本法発効のとき既婚婦人の単独の名義であるもの、
および地方自治上の、商事上の、またはその他のすべての法人、
会社、または公共体の、あるいはそれらに対するすべての持分、

株式、社債、デイベンチュア・ストック、またはその他の権利、
あるいはすべての産業共済団体、友愛団体、建築団体、または
金融団体のまたはそれらに対するすべての持分、株式、社債、
デイベンチュア・ストック、またはその他の権利であつて、本
法発効のとき彼女の名義であるものは、反対の意思が示されな
いならば、そして示されるまでは、このような既婚婦人の特有
財産とみなされるものとする。そして、すべてのこのような貯
金、年金、公債または公基金の一部分をなす金額、またはイン
グランド銀行あるいはその他の銀行の帳簿に移転されうるすべ
てのその他の資本または基金の一部分をなす金額、持分、株式、
社債、デイベンチュア・ストック、または前述のようなその他
の権利が、既婚婦人の単独の名義であるという事実があれば、
彼女がそれについて収益を受ける (Beneficiary) 権限を与えら
れ、また夫の同意なくして、それらを受領しまたは移転するこ
と、そしてその配当、利子 (Interest)、利益 (Profit) を受領する
こと、そして通信大臣、国債償還委員、イングランド銀行、
アイルランド銀行、およびすべてのこのような銀行、法人、会
社、公共体、または前述のような団体のすべての理事、支配
人、および受託者と、それらに関して、損失補償契約をする
(Indemnity) 権限と権能を与えられているということの、い

おうの証拠 (prima facie evidence) として、十分だとされるものとする。

第七条 公債または公基金、あるいはイングランド銀行またはすべてのその他の銀行の帳簿に移転しうるその他の資金または基金の一部分をなすすべての金額、および前条においてそれぞれ述べられたようなすべての貯金および年金、そして前述された法人、会社、公共体、または団体のあるいはそれらにおけるすべての持分、株式、社債、ディベニューア・ストック、およびその他の権利であつて、本法の発効後既婚婦人の単独の名義で割当てられ、または発行を受け、(be allotted to or placed) 登録され、または移転されあるいは記載されるものは、もしも反対の意思が示されないならば、そして示されるまでは、彼女の(特有) 財産とみなされるものとする。

それに関して何らかの責務が附随するかぎり、それに対しては彼女が単独で責を負うものとする。

(それに関して何らかの責務が附随するかぎり、彼女のそれに対する権原が創設されまたは認証されたさい、書面において、または彼女の権原が記載されあるいは記録されている帳簿において、そのように明示されていると否をとわず、彼女の特有財産のみが責を負うものとする。)

但し、本法におけるいかなる規定も、すべての法人または会社を規制しているすべての国会制定法、基本定款(charter)、普通定款(brewer)、通常定款(articles of association)、または株式会社設立証書(Deed of settlement)の条項に反して、何らかの責務の附随するであろうすべての株式の保持者となることを、既婚婦人に許容することを、いかなる法人または株式会社にも要求してはならず、また権限を与えてはならぬものとする。

第八条 すべての郵便局またはその他の貯蓄銀行、あるいはその他の銀行における貯金、国債償還委員またはその他の者によって与えられる年金、公債または公基金、あるいはイングランド銀行またはその他の銀行の帳簿に移転しうるその他の資本または基金の一部分をなす金額、それぞれ前述されたようなすべての法人、会社、公共体、または団体の持分、株式、社債、ディベニューア・ストック、またはその他の権利で、本法の発効のときに既婚婦人の単独の名義であるもの、またはその時以後において既婚婦人の単独の名義で割当てられ、発行を受け、または登録され、または移転され、または記載されているものに関して、本法中に含まれるすべての規定は、本法の発効のときにおいてあるいはその後、すべての既婚婦人と夫以外のすべての他の者たちまたは他の者との共同名義で、記載され、または割

資 料

当てられ、発行を受け、登録され、または移転され、または記載されるものの、前述された個々の財産のすべてに対する既婚婦人の財産権、権利、権原、または利益に関するかぎり、それぞれ拡張されそして適用されるものとする。

第九条 前述されたようなすべての年金または貯金、または公債あるいは公基金、または前述されたように移転しうるすべてのその他の資本または基金の一部分をなすすべての金額、あるいは前述されたようなすべての法人、会社、公共体、あるいは団体のまたはそれらにおけるすべての株式、社債、ディベニューア・ストック、あるいはその他の利益、権利、請求権、またはその他の権利で、現在既婚婦人の単独名義であるかあるいはそのような既婚婦人と夫以外のすべての他の者または他の者たちとの共同名義であるもの、あるいは今後そうであるもの、を移転するために共同することは、彼女の権利に関しては、すべての既婚婦人の夫にとって必要でないものとする。

第一〇条 もしも前述されたようなすべての貯金または年金、あるいは公債または公基金、あるいは前述されたように移転しうるすべてのその他の資本または基金、あるいは地方自治上の、商事上の、またはその他のすべての法人、会社、あるいは公共体の持分、株式、社債、あるいはテイベンチュア・ストック、

あるいは産業共済団体、友愛団体、建築団体、金融団体における、それらに対する、またはそれらに関する持分、社債、利益、権利、または請求権に対するすべての投資が、夫の同意なしに、既婚婦人の夫の金銭から彼女によってなされた場合には、裁判所は本法第一七条のもとにおける申請にもとづき、このような投資、およびそれからの配当、またはそのようなもののうちの一部分が、夫にそれぞれ移転されそして支払われるべきことを、命ずることができる。そして本法に含まれるいかなる規定も、そのような贈与をしたのちも、夫の指図および処分または表見的所有権 (tenanted ownership) のもとにありつづけるようなすべての財産を、夫が妻に贈与すること、あるいは夫の債権者を詐害するために妻の名義によってまたは妻の名義で夫の金銭を貯蓄しまたは投資することを、夫の債権者に対するものとして有効ならしめないものとする。そしてそのように貯蓄されまたは投資されたすべての金銭はあたかも本法が通過しなかったかのように (規定に) したがわされう。

第一一条 (既婚婦人はこれまでに含まれる契約を締結する権能によって彼女自身の生命または彼女の夫の生命に関して、彼女の特有ユースのために保険を契約することができる。したがって保険およびそれらからのすべての利益は効力を生ずるものと

する。)

既婚婦人は彼女自身の生命または彼女自身の受益のため、彼女の夫の生命に関して保険を契約することができる。そして保険およびそれからのすべての利益は、したがって効力を生ずるものとする。

すべての男性によって彼自身の生命に関して契約された保険で、そして彼の妻、または彼の子供たち、または彼の妻と子供たち、または彼らのうちの何人かの受益のためであると明示されたもの、あるいはすべての婦人によって彼女自身の生命に関して契約された保険で、彼女の夫、または彼女の子供たち、または彼女の夫と子供たち、または彼らのうちの何人かの受益のためと明示されたものは、その中で指定された目的のために信託を創設するものとする。そしてすべてのこのような保険のもので支払われる金銭は、信託のすべての目的が履行されずに残存するかぎり、被保険者の遺産の一部分を形成しないものとし、あるいは彼女は彼女の金銭債務に服しないものとする。但し被保険者の債権者を詐害する目的をもって保険が契約されそして保険料が支払われたということが証明されるならば、債権者はそのように支払われた保険料に等しい金額を、保険のもとで支払われる金銭から受領することができるものとする。被保険

者は保険証券によって、または彼または彼女の手元にあるいかなる覚書 (Memorandum) によっても、保険のもとで支払われる金銭の受託者または受託者たちを指定することができる。そして随時それについて新しい受託者または受託者たちを指定することができる。そして随時それに対する新しい受託者または受託者たちの指定のための条項 (provision) およびそのような保険のもとで支払われる金銭の投資のための条項をつくることができる。受託者のそのような指定が存在しないときは、そのような保険は、それが効力を生ずるとただちに、被保険者に帰属し、そして前述された目的のための信託において、彼女は彼女の法律上の人格代表者に帰属するものとする。もしも被保険者の死亡のときにおいて、またはその後のいかなるときにおいても、受託者が存在しないか、あるいは新しい受託者または受託者たちを指定することが便宜であるときは、一八五〇年受託者法、またはそれを改正しそして拡張する諸条項のもとで管轄権を有するすべての裁判所によって受託者または受託者たちあるいは新しい受託者または受託者たちが指定される。正当に指定された受託者または受託者たちの受領証、またはすべてのそのような指定の存在しない場合、または保険営業所に対する通知のない場合には、被保険者の法律上の人格代表

資 料

者の受領証が、全額においてであれ一部分においてであれ、保険によって保証された金額またはその価額のための、営業所に対する免責であるものとする。

第一二条 すべての既婚婦人は、本法の前に婚姻したと後に婚姻したとを問わず、彼女自身の名で、彼女の夫を含むすべての者に対して、彼女自身の（特有）財産の保護と保障のため、あたかも彼女が独身の婦人であると同じ民事上の救済手段を有するものとし、そこでそれゆえ（彼女の夫に関しては、このあとの但書に服するのではあるが）刑事手段による同様の救済手段を有するものとする。しかし、前述のごとき手段を除いては、いかなる夫または妻も他方を不法行為のゆえに訴えることはできないものとする。本条のもとにおけるいかなる起訴またはその他の訴訟手続においてもそのような財産が彼女の財産であるということを陳述するだけで十分なものとする。そして本条のもとにおけるいかなる手続においても夫または妻は、それに反対のいかなる制定法または法原則が存在しても、たがいに對して証拠事実を述べる資格があるものとする。但し、彼らが同居している間は、妻によって請求されているすべての財産に関してはいかなる刑事上の手続も妻によって彼女の夫に対して本法にもとづいてとられるべきではなく、また彼らが別居している間は

妻によって請求されている財産に関して、彼らが同居していた間に夫によってなされたすべての行為に関して、いかなる刑事上の手続も妻によって彼女の夫に対して本法にもとづいてとられるべきではない。だがそのような財産が（夫が）妻のもとを去りまたは遺棄し、あるいは去ろうとしたりまたは遺棄しようとしたときに夫によって違法にもち去られた場合にはこのかぎりでない。

第一三条 婦人は、婚姻前の彼女の契約によって生じたすべての金銭債務、および締結されたすべての契約またはおかれた違法行為に対して、（彼女の特有財産に関しておよび特有財産の限度で）婚姻後なお責を負うものとする。株式会社に関する制定法のもとにおいてそしてその制定法によって、出資義務者名簿に彼女が記載された前または後に彼女が出資義務者として責を負うであろうすべての金額を含む。そして彼女はすべてのそのような金銭債務およびすべてのそのような契約のもとにおける、またはすべてのそのような違法行為に関する損害賠償またはその他の責任のため訴えられることができる。（そしてそれに関して彼女から回復されるすべての金額、またはそれらに関する訴訟費用のため、彼女から回復されるすべての金額は、彼女の特有財産から支払われるものとする。そして、彼女と彼女

の夫との間では、彼らの間にそれに反するいかなる契約もなされていなければ、すべてのそのような金銭債務、契約、または違法行為のため、およびそれらに関して回復されるすべての損害賠償または訴訟費用のため、彼女の特有財産が第一次的に責を負うものとする。

但し、本法におけるいかなる規定も本法発効以前に婚姻したすべての既婚婦人の前述されたようなすべての金銭債務、契約、または違法行為に対する責任を増加しまたは減少するものではない。しかし本法によって彼女が権能を与えられるに至ったすべての特有財産、およびもしも本法が通過しなかったならば、ここで廃止された法律その他のもとで彼女がその特有ユースのため権能を与えられなかったであろうところのすべての特有財産に関しては、これを除く。

(第十四条 一九三五年法律改革 (既婚婦人および不法行為者) 法第五条その他により廃止される。) 夫は、婚姻前に契約された彼の妻の金銭債務および彼女によって締結されたすべての契約およびおこなわれた不法行為のため、前述されたような株式会社法に関する制定法のもとで、彼女が服するであろうすべての責務も含むが、彼の妻からまたは彼の妻をおして彼が取得しあるいは権利を与えられるに至った彼の妻に属するすべての財産

を限度として彼の妻がそれらのためまたはそれらに関して婚姻前に責を負ったすべての前述されたような金銭債務、契約、または不法行為に関して彼によってなされたすべての支払い、およびそれらに関する法律上のすべての訴訟手続において、彼から善意で回復した金額をそれから控除するが責を負うものとする。しかし彼はそれらに対してはそれ以上に責を負わずまたはそれ以外に責を負わないものとする。そしてすべてのこのような金銭債務のため夫が訴えられるいかなる裁判所も、そのような財産の性質、額、または価額を確かめる目的のため、適当と考える調査または手続を指示する権能を有するものとする。但し、本法に含まれるいかなる規定も本法発効以前婚姻したすべての夫の、妻のすべての前述されたような金銭債務またはその他の責務のための責任あるいはそれらに関する責任を増加しまたは減少しないものとする。

(第十五条 一九三五年法律改革 (既婚婦人および不法行為者) 法第五条その他により廃止される。) 夫と妻は、もしも原告が、訴訟において、彼の請求を全部または一部、彼らの双方に対して提起することを求める場合には、婚姻前、妻によって契約されまたは負われたすべての前述されたような金銭債務またはその他の債務(契約による)といかなる違法行為によるかを問わな

(い) に関して共同に訴えられることができる。そして、もしすべてのそのような訴訟において、あるいは夫のみに対してすべてのそのような金銭債務または責務に関して提起されたいかなる訴訟においても、夫が彼によって前述されたようにして取得された妻のいかなる財産または前述されたようにに権能を与えられるに至った妻のいかなる財産に関しても責を負うということがみとめられないとき、彼は、たとえもし(妻が)夫と共同に訴えられたら、妻に不利な訴訟の結果になるかもしれない場合でも、彼の抗弁の訴訟費用のため (for his cost of defence) 判決をうるものとする。そして夫と妻に対して共同になされたすべてのそのような訴訟において、もし夫が回復される金銭債務または損害賠償、あるいはそのうちの一部分に対して責を負うということが明らかになるときは、判決は夫が責を負う金額の限度まで夫に対しては人的にそして妻に対してはその特有財産に関して共同の判決であるものとする。そして、このような金銭債務または損害賠償の残余額もしあるならば一に関して判決は妻の特有財産のみに関して妻に対する独立の判決であるものとする。

第一六条 彼女の夫の財産に関しては何らかの行為をなす妻は、その行為が、もしも妻の財産に関して夫によってなされるなら

ば、本法のもとで夫は妻によってとられる刑事訴訟手続に服することになるであろうようなものであるときには、同じ様に彼女の夫によってとられる刑事訴訟手続に服するものとする。

第一七条 財産の権限または占有に関し、夫婦の間にかなる争いのある場合にも、当事者のうちの一方、またはその帳簿に一方の当事者のすべての資本、基金、または株式が記載されているすべての前述されたような銀行、法人、会社、公共体、または団体は、略式方法における召喚状またはその他の方法によって、そのような財産がイングランドにあるかアイルランドにあるかにしたがって、イングランドまたはアイルランドの高等法院の判事に、あるいは(係争財産の価額に関係なく申請人の選択において) イングランドにおいてはどちらか一方の当事者の居住する地域の県裁判所の刑事に、あるいはアイルランドにおいてはどちらか一方の当事者の居住する地域の県裁判所の刑事に、申請することができる。そして高等法院または県裁判所の判事、あるいはアイルランド県裁判所の判事は(事件により) 係争財産に関して、および申請の訴訟費用と結果に関して、彼が適当だと思料するような命令を与えることができ、またはそのような申請を随時延期するように指示し、そして争いになっている事柄に関するいかなる調査も彼の適当だと思料する方法

でなされるべきことを指示することができる。但し、本条の規定のもとにおいてなされるべき高等法院判事のいかなるそのような命令も、前述の裁判所における係属訴訟またはエクイティ上の訴訟申立において同判事によってなされた命令が服するであろうと同じ方法で控訴に服するものとする。そして、本条の規定のもとにおけるイングランドあるいはアイルランドの県裁判所のいかなる命令も、同裁判所によってなされたすべてのその他の命令が服するであろうと同じ方法で控訴に服するものとする。本条のもとにおけるイングランドまたはアイルランドの県裁判所における訴訟手続であつて、その係争財産の価額のゆえに、もし本法または一八七〇年既婚婦人財産法が通過しなかつたならばそのような裁判所が管轄権を有しなかつたであろうようなものは、そのような訴訟手続の原告または被告の選択によつて、移送命令またはそのような高等法院のすべての規則により規定されているその他の令状によつて、イングランドあるいはアイルランドの高等法院に（事件により）移送されることのできる。しかしそのような移送に先立つそのような訴訟手続の進行中に与えられたすべての命令または行なわれた行為はすべて有効であるものとするが、そのような高等法院によつてこれに反する命令が与えられる場合はそのかぎりではない。ま

た、高等法院あるいはイングランドまたはアイルランドの県裁判所の判事は、いずれか一方の当事者がそのように要求するときは、いかなるそのような申請をも彼の私室で審理することができる。但し、前述されたようないかなる銀行、法人、会社、公共体、または団体も、訴訟費用あるいはその他の目的上、すべてのそのような申請についての事柄においては、係争物受寄者として取り扱われるにすぎないものとする。

第一八条 単独であるいは他の者または他の者たちと共同して、死者の遺産の遺言執行人であり、あるいは遺産管理人である既婚婦人、または単独であるいは前述されたような者と共同して信託に服する財産の受託者である既婚婦人は、あたかも彼女が独身の婦人であるかのように、夫の同意なしに訴え、または訴えられることができ、そしてすべての前述されたような年金、貯金、あるいは公債または公基金、あるいは前述されたようにして移転しうるすべてのその他の資本または基金の一部分をなす金額、あるいはすべての株式、社債、ディベントチュア・ストック、または前述のような性格のすべての法人、会社、公共体または団体のまたはそれらにおけるその他の利益、権利、請求権、あるいはその他の利益を移転しまたは共同して移転することができ。

資 料

第一九条 本法に含まれるいかなる規定も、婚姻の前であると後であるとを問わず、すべての既婚婦人の財産に関してなされ、またはなされるはずの、いかなるセトルメントあるいはセトルメントのための合意にも干渉し、または影響をおよぼさないものとし、すべてのセトルメント、セトルメントのための合意、遺言、またはその他の証書のもとで、婦人がすべての財産または収入を享受することに對して現在付されており、あるいは今後付されるはずであるいかなる期限前処分に対する制限にも、干渉してはならぬものとし、またはその効力を失わしめてはならぬものとする。しかし婦人自身によってなされまたは締結される彼女自身の財産についてのすべてのセトルメントまたはセトルメントのための合意に含まれているいかなる期限前処分に対する禁止も、婚姻前に彼女によって契約された金銭債務に対しては有効ではないものとする。そしていかなるセトルメントまたはセトルメントのための合意も、そのような婦人の債権者に対しては、夫によってなされ、または夫によって締結された同じようなセトルメントまたはセトルメントのための合意が、彼の債権者に対してもつであらう効力や有効性以上に強い効力や有効性をもたないものとする。

第二〇条 (イングラントにおいて特有財産を有するすべての婦

人の夫がすべての救貧区連合または救貧区に對して負担を課せられるに至るとき、そのような救貧区連合または救貧区に管轄権を有する判事は、召集された小治安裁判所において、貧民の後見人の申請にもとづき、妻に對して召喚状を發布することができる。そして一八六八年救貧法改正法第三三条によって、もし妻がすべての救貧区連合または救貧区に對して負担を課せられるに至ったとき、夫に對して彼の妻の扶養のため、彼らが現在与えそして強制することのできるような命令を、そのような特有財産から彼女の夫を扶養するため与え、そして強制することができる。) アイルランドにおいて貧困者の救済に関する制定法の条項により、特有財産を有するすべての婦人の夫に對して救済が与えられる場合には、そのような救済の費用額はそれが与えられるべき救貧区連合の後見人からの貸与額であるものとされる。そしてこの救貧区連合においては、そのような婦人があたかも独身の婦人であるように、貸与された金銭に関するものと同じ訴訟および同じ手続によって彼女から回復されるものとする。

(第二二条 本条は一九二七年救貧法(第一四号)二四五条および第一一附録により廃止される。北部アイルランドにおいては、一九三七年改正(雜則)法(北部アイルランド)(第九号)一三

条二項、第二附録により改正され、北部アイルランドにおいてなお効力を有する。特有財産を有する既婚婦人は、彼女の子供たちおよび孫たちを扶養するため、夫が現在彼女の子供たちおよび孫たちの扶養のため法律上服しているとき責務に服するものとする。但し、本法におけるいかなる規定も、彼女の子供たちまたは孫たちを扶養するため法律上夫に課せられている責任から彼を免除しないものとする。

(第二二条 一八九八年 S. L. A 法 (第二二号) により廃止される。) 一八七〇年既婚婦人財産法、および一八七四年既婚婦人財産法 (一八七〇年) 改正法はここに廃止される。但し、そのような廃止があつても、そのような法律のうちのいずれかが効力を有していた間になされたいかなる行為または取得された権利にも、あるいはすべての金銭債務、契約、違法行為、またはその他の事柄—それらのためまたはそれらに関して—は本法の発効前のそのような夫または妻に対してすべてのそのような権利または責務が生じたところの—のためまたはそれらに関して、前述の廃止された制定法またはそのうちのいずれかの条項により訴えまたは訴えられる、本法発効前に婚姻した、いかなる夫または妻のいかなる権利あるいは責務にも影響をおよぼさないものとする。

第二三条 本条の目的上、いかなる既婚婦人の法律上の人格代表者も、彼女の特有遺産に関し、彼女が生存していると同一権利義務を有し、そして同じ管轄権に服するものとする。

第二四条 本条において、「契約」という語は、すべての信託、または遺言執行人または遺産管理人の事務 (Trustee) の引受を含むものとする。そして、既婚婦人の責務に関する本法の条項は、婚姻前または婚姻後に受託者または遺言執行人または遺産管理人である既婚婦人によっておかされた信託違反または遺産管理人である既婚婦人による責務に理由とする責務におよぼされるものとする。そして、彼女の夫は、彼が信託または遺産管理を行なわなかったときあるいは干渉しなかったときは、そのような責務に服さないものとする。本法において「財産」という語は無体動産を含む。

第二五条 本法の発効の日は一八八三年一月一日とする。

第二六条 本法はスコットランドには効力をおよびさないものとする。

第二七条 本法は一八八二年既婚婦人財産法として引用されることができる。

〔附記〕 本法中、括弧を附した条文は、廃止された条文であり、条文中、括弧を附した部分は、現在、削除されている部分である。

一八八四年既婚婦人財産法

一八八二年既婚婦人財産法第一六条を改正する法律

(一八八四年 六月二三日)

第一条 一八八二年既婚婦人財産法によって権能を与えられた夫または妻に対するすべての刑事訴訟手続において、夫および妻は、それぞれ証人として権能をあたえられ、そして許容されるものとする。そして、被告であるときを除き、証拠事実を述べたことを強制されるものとする。

第二条 本法は一八八四年既婚婦人財産法として引用されることができ、一八八二年および一八八四年既婚婦人財産法として共に引用されることができる。

一八九三年既婚婦人財産法

一八八二年既婚婦人財産法を改正する法律

(一八九三年 二月五日)

(第一条 一九三五年法律改革(既婚婦人および不法行為者)法により廃止される。) 代理人として以外において、既婚婦人によって今後締結されるすべての契約は、

(a) 彼女がそのような契約を締結するときにおいて、いかな

る特有財産をも実際に占有していると否とまたそれに対して権能を与えられていると否とを問わず、その特有財産に關して、彼女によって締結された契約であり、そして彼女の特有財産を拘束するとみなされるものとする。

(b) そのときまたはその後彼女が占有しあるいは権能を与えられるであろうすべての特有財産を拘束するものとする。

(c) またその後婚姻関係にないあいだに彼女が占有しまたは権能を与えられるであろうすべての財産に対して、法律上の手続によって強制されるものとする。

但し、本条に含まれるいかなるものも、このような責務または債務を満足させるために、その時またはその後、彼女が期限前に処分することを妨げられている特有財産を利用することを可能にしないものとする。

第二条 現在またはその後、既婚婦人によってあるいは彼女のために近友によって提起されたいかなる訴訟または手続においても、そのような訴訟あるいは手続が係属している裁判所は、判決または命令によって、随時、期限前処分禁止に服する財産から、反対当事者の訴訟費用を支払うことを命ずる管轄権を有するものとする。そして、そのような支払いを収益管理人 (trustee) の指定および財産の売却またはその他正当であるような他の方

法によって強制することができる。

第三条 一八三七年遺言法第二四条は、遺言をなすときに既婚婦人が特有財産を占有していると否と、またはそれに対して権能を与えられていると否とを問わず、カバチュアのあいだになされた既婚婦人の遺言に適用されるものとする。そして、そのような遺言は、彼女の夫の死亡後において再び作成され (re-executed) または再発布される (be republished) ことを要求されないものとする。

(第四条 一九〇八年 S.L.R 法第四九号により廃止される) 一八八二年既婚婦人財産法、廃止法一条の三項および四項はここに廃止されるものとする。

第五条 本法は一八九三年既婚婦人財産法として引用されることができ。

第六条 本法はスコットランドには適用されないものとする。

一九〇七年既婚婦人財産法

一八八二年既婚婦人財産法を改正する法律

(一九〇七年 八月二二日)

(第一条第一項 一九二五年財産法により廃止され、同法第一七〇条に置かれている) 既婚婦人は、夫(と共同すること)なし

に、彼女ひとりによって、あるいはその他の者(夫を含めると否とを問わず)と共同に保有されている不動産または動産、受託者または人的代表者として、あたかも彼女が独身の婦人であると同じように処分し、あるいは共同して処分することができる。

(同条第二項) 本条は、本法の発効前であると発効後であるとを問わず、一八八二年二月三十一日以後になされたすべてのそのような処分を有効にし、そして追認するものとする。しかし、本法の発効以前において、夫の同意によりまたは同意をもって権原または権利が取得されていた場合には、その権原または権利は、そうでなければ本条により有効とされるであろうすべての権原または権利に優先するものとする。

第二条第一項 一八八二年既婚婦人財産法第十九条にかかわらず、夫が婚姻するであろうまたは婚姻したすべての妻の財産に關して、婚姻の前たると後たるとを問わず、夫または将来婚姻すると予想される夫によって、本法発効後になされるセットルメントまたはセットルメントのための合意は、妻が成年のときは彼女により作成されなければ、あるいは彼女が成年に達した後には彼女により追認されなければ、有効ではないものとする。

同条第二項 しかし、もし彼女が未成年のまま死亡したときは、

資料

セトルメントまたは合意に含まれている、彼女の夫によるいかなる捺印契約または処分も、夫が彼女の死亡によって権原を与えられるに至る彼女のすべての財産、および本法が通過しなかったならば彼が拘束または処分することができた彼女のすべての財産に対するいかなる権利をも、拘束または移転しないものとする。

同条第三項 本法におけるいかなるものも、一八五五年未成年者継承的財産処分法の条項にもとづいてなされる、またはなされるはずの、セトルメントまたはセトルメントのための合意を無効にするものではない。

第三条第一項 既婚婦人が、もし独身ならば、先行する財産権 (Prior estate) に関して、継承的不動産処分保護者であるであろうときは、そのときは彼女のみが、その財産権に関して、継承的不動産処分保護者であるものとする。

同条第二項 本法は一八八二年一月三十一日以後、および本法の発効前および発効後になされる限嗣封土権廢除の土地讓渡證書 (disentailing assurances) および権利放棄 (surrenders) に適用される。

第四条第一項 本法は一九〇七年既婚婦人財産法として引用されることができる。

同条第二項 本法は一九〇八年一月一日より効力を生ずるものとする。

同条第三項 本法はスコットランドに効力をおよぼさないものとする。

同条第四項 本法は一八八二年、一八八四年および一八九三年既婚婦人財産法と結合されるものとする。そしてそれらの法および本法は一八八二年より一九〇七年までの既婚婦人財産法として共に引用されることができる。

一九三五年法律改革(既婚婦人および不法行為者)法
既婚婦人の能力、財産、および責務、ならびに夫の責務に関する法を改正し、そして共同不法行為者に対する訴訟手続、および責任分担に関する法を改正する法律 (一九三五年 八月二日)

第一編 既婚婦人の能力、財産および責務、ならびに夫の責務

第一条 本法本編の条項、および夫婦間における不法行為の訴訟に関しては、一八八二年既婚婦人財産法第二二条の条項に服するが、既婚婦人は、すべての点において、あたかも彼女が独身の婦人であるように

(a) いかなる財産をも取得し、保有し、そして処分する能力

があり

(b) いかなる不法行為、契約、金銭債務、またはその他の債務に対しても責を負い、そして責を負わされる能力があり

(c) 不法行為または契約その他のいづれに対しても訴えそして訴えられる能力があり

(d) 破産および判決と命令の強制執行に関する法に服するものとする。

第二条第一項 本法本編の条項に服するが、すべての財産であつて、

(a) 本法通過の直前において既婚婦人の特有財産であり、あるいはエクイティ上彼女の特有財産のため保有されていたもの、

(d) 本法通過のうちに婚姻をした婦人に彼女の婚姻のとき属しているもの、

(c) 本法通過のうちに既婚婦人によって取得されまたは彼女に帰属したもの

は、すべての点において、あたかも彼女が独身の婦人であるように、彼女に帰属するものとし、したがってその財産は処分されることもできる。

但し、本項におけるいかなるものも、本法の通過以前に通過

した制定法、または一九三六年一月一日以前に作成されたすべての証書に含まれる、禁止を付しているすべての条項により、すべての財産の享有に対して付せられた期限前処分または譲渡に対する禁止に干渉し、または効力を失わしめてはならないものとする。

同条第二項 一九三六年一月一日以後に作成されるすべての証書は、それが夫がその財産を享有することに対して付せられることのできなかつた期限前処分または譲渡の禁止を、妻がその財産を享有することに対して付すことを目的としているかぎり、無効とする。

同条第三項 期限前処分または譲渡の禁止に関する本規定の条項の目的上、

(a) 一九三六年一月一日以後に作成された前述のような制限を付せられている証書は、その日(一月一日)以前にそのような制限を付せられなければならないという義務によって、前述の一月一日以前に作成されたものとみなされるものとする。

(b) 特別指名権を行使することによって作成された証書に含まれている条項は、その証書のみに含まれているとみなされ、そしてその権能の創設された証書に含まれているとは

みなされないものとする。

(c) 一九四五年二月三十一日以後に死亡するすべての遺言者の遺言は、(その現実の執行の日附にかかわらず)一九三六年一月一日以後執行されたものとみなされるものとする。

第三条 本法本編の条項に服するが、既婚婦人の夫は、彼が、彼女の夫であるという理由のみによって、

(a) 婚姻前であると後であるとを問わず、彼女によっておこなされたいかなる不法行為、または婚姻前に締結されたいかなる契約または締結された金銭債務その他の債務に關しても、

(b) そのようないかなる不法行為、契約、金銭債務、またはその他の債務に關しても、訴えられ、またはこれらに対して提起された法律上のいかなる手続のための当事者にもされるという責を負わないものとする。

第四条第一項 本法本編におけるいかなる規定も、

(a) 一八八三年一月一日以後にはじまったカバチユアの間は、エキイティ上既婚婦人の特有ユースのために保有されている財産を除き、それに対する彼女の権原(確定したものであると不確定であるものとを問わず、かつ占有されているか復帰権か残余権かを問わず)が、その日以前に生じ

たいかなる財産にも影響をおよぼさず、

(b) もし手続が本法の通過以前にそれに関して提起されたならば、いかなる不法行為に關するいかなる法律上の手続にも影響をおよぼさず、

(c) 本法の通過以前に締結された契約、または契約された金銭債務あるいはその他の債務に關して、既婚婦人に対して(なされる)いかなる判決または命令も、破産のもとで強制執行されえず、あるいは彼女の財産に対する以外の方法によって強制執行されえないものとする。

同条第二項 疑いを除くためここに次のことが宣言される。すなわち本法本編におけるいかなる規定も、

(a) 本法が通過しなかったならば、それらに關して夫が責を負わなかったであろうところの、婚姻後、既婚婦人によって、締結されたすべての契約、あるいはなされた金銭債務またはその他の債務に關して、既婚婦人の夫に責を負わさず、

(b) 本法が通過しなかったならば、それらに關して夫が責を負ったであろうところの、婚姻後、既婚婦人によって、締結された契約、あるいは金銭債務またはその他の債務(不法行為をおかしたことから生じる金銭債務またはその他の

債務でないもの) に関する責任から彼女の夫を免除せず、

(c) あたかも夫と妻が婚姻していないかのように、夫と妻が合有的に、または共同の賃借人として、すべての財産を取得し、保有し、そして処分することを妨げず、またはすべての不法行為、契約、金銭債務、あるいはその他の債務に關して、そして、不法行為あるいは契約あるいはその他に關して訴えかつ訴えられることに関して、合有的に責を負い、または責を負わされることを妨げず、

(d) 夫と妻にあたえられるいかなる合有的権能を行使することを妨げないものとする。

第五條第一項 本法第一附録の最初の欄において述べられた制定法は、その第二附録において明記された改正に服する効力を有するものとする。

第二項 本法の第二附録において述べられる制定法は、その第三附録において明記された限度で、ここに廃止されるものとする。

第三編 補 遺

第八條第一項 本法は一九三五年法律改革(既婚婦人および不法行為者)法として引用されることができる。

同條第二項 本法はスコットランドまたは北部アイルランドには効力をおよぼさないものとする。

同條第三項 すべてのその他の制定法またはその他の制定法の条

項の本法における参照は、文脈がことなつたことを要求しないときは、本法に含まれるすべてのその後の制定法により、改正されたものとしてのその制定法、あるいは条項―場合により―を参照したものと解釈されるものとする。

一九五八年婚姻事件(財産及び扶養)法

第七條 (1) 一八八二年既婚婦人財産法第一七條のもとで、財産の権原または占有に關し、夫と妻の間に何らかの争いがある場合に、高等裁判所または県裁判所の判事に申請するという、妻のいかなる権利も、彼女の夫が、以下(に挙げる)財産を、その占有またはその支配のもとに置いているということが、妻によつて請求されている場合には、そのような申請をなす権利を含むものとする。

(a) 彼女がそれに対し、あるいはその一部分に対し、Beneficially に権原のある金銭(それは、彼女が、それあるいはその権利 interest に対し、beneficially に権原を与えられている財産の売却金に、それが相当するからという理由でもよいし、あるいは、何らか他の理由であつてもよい。)

(b) あるいは、彼女が、それあるいはその権利 interest に対し

し、Beneficially に権原を与えられている（金銭以外の）財産。

そして、その金銭またはその他の財産が、彼の占有あるいは支配のもとに置かれなくなっているということ、あるいは、それがなお、彼の占有あるいは支配のもとに置かれているかどうか、妻にはわからないということ（が、彼女によって請求されている場合）。

(2) 前項により拡張されたものとしての、上述の第一七条のもとで高等法院または県裁判所の判事に対して申請がなされた場合、判事は以下のことで、十分であると考えてよい。

(a) 前項 (a) 号または (b) 号において言及されたような金銭またはその他の財産を、夫が、かつて、彼の占有または支配のもとに置いていたということ。

(b) 彼は、この金銭またはその他の財産に関して、場合によっては適当であったであろうような支払いとか処分とかを妻に行っていないこと。

本条のもとにおいて命令をなす権能は、以下の項にしたがって拡張される。

(3) 前項が適用される場合には、前述の第一七条のもとで命令をなす権能は、

(a) 本条の (1) 項の (a) 号に含まれる事件においては、申請が問題にしている金銭に関する金額 (sum) を、あるいは、事情により、それについての妻の持分を

(b) 前述の (1) 項の (b) 号に含まれる事件においては、申請が問題にしている財産の価額に関する金額を、あるいは、事情によっては、それに対する妻の権利を、

判事が適当と考えるように、夫が妻に支払うよう命ずるといふ判事の権能を含むものとする。

(4) 本条により拡張されたものとしての前述の第一七条のもとにおける申請に関して、以下のような財産が存在するということが、判事に明らかになる場合には—すなわち、

(a) 係争の金銭または財産の全部または一部分に相当するところの財産、

(b) もしも、その財産の権原または占有に関する争いにおいて、本条のもとで、妻により、申請がなされたならば、それに関して、本条のもとで命令がなされることができたであろう財産—

判事は、(前項にしたがった命令をなす代りに、あるいはそれに加えて)、本項の (b) 号において述べられたような申請のさいに、彼がなすことができた財産に関し、本条のもとで、いかな

る命令をなすことができる。

(5) 本条の(4)項は、夫に対するいかなる言及も妻に対する言及であり、妻に対するいかなる言及も夫に対する言及であるかのように、妻に対する関係で効果を持つように、夫に対する関係でも効果を持つものとする。

(6) 前述の第一七条のもとにおける申請に関して、調査を指示し、あるいは、他の指示を与えるという、第一七条のもとにおける判事の権能は、本条により拡張されたものとしてのかの条文のもとでなされた申請に関して(も)行使されるものとする。そして、第一七条に対する但し書(控訴と他の事柄に関するところの)は、本条により拡張された、前述の第一七条のもとにおいてなされるすべての命令に関し、本条が存在しなくとも、かの条文のもとでなされる命令に関して、それら(但し書)が適用されるように、適用されるものとする。

(7) 疑いを除くために、ここに以下のことが宣明される。すなわち、前述の第一七条により与えられているいかなる財産に関する命令をなすという、いかなる権能も、財産の売却を命ずる権能を含むものとする。

第八条 (1) 本法において、文脈が別のことを要求しない限り、以下の表現は、夫々、それらにここで与えられた意味を、持つ

ものである。すなわち

「処分」は、遺言に含まれる、いかなる条項(provision)をも含まないが、この例外を除き、証書(instrument)その他のものによつたものであれ、書面での財産の譲渡(conveyance)、土地譲渡(assuranc)または贈与をも含む。

「財産」は、すべての不動産または動産、不動産または動産におけるすべての不動産権または権利、すべての流通証券、金銭債権またはその他の無体動産、および占有されていると否とを問わないが、その他のすべての権利(right or interest)を意味する。

「遺言」は、遺言補足書(codici)を含む。

(2) 文脈が他のことを要求する場合を除くが、本法において、制定法が参照される場合には、すべてのその他の制定法によってまたはそのもとで、改正されたものとしての制定法の参照として解されるものとする。

(本法中、本稿に、直接関係する条文のみが訳出されている。)